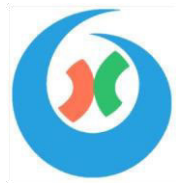


令和元年度版

八代市男女共同参画年次報告書



熊本県八代市

八代市男女共同参画都市宣言

わたしたちは、自然豊かな山、川、海、そして実り多き平野に恵まれたふるさとで、性別にかかわらず自分らしくいきいきと暮らせる、だれもが住みたい、住み続けたいまち“やつしろ”を希望と誇りを持って、次世代につないでいきます。

そのために、男女がともに認め合い、支え合う元気都市“やつしろ”を実現します。

- 一 わたしたちは、家庭・地域・学校・職場における男女共同参画に関する教育、学習を進めて、男女共同参画意識の高いまちをめざします。
- 一 わたしたちは、男女の人権を尊重し、性別による差別的扱いや暴力をなくすとともに、健康でいきいきと安心して暮らせるまちをめざします。
- 一 わたしたちは、男女がともに個性と能力を発揮でき、自分らしく多様な生き方が選択できるまちをめざします。
- 一 わたしたちは、男女が対等なパートナーとして、あらゆる分野へ参画し、喜びも責任も分かち合うことができるまちをめざします。
- 一 わたしたちは、男女共同参画社会の実現に向けて、市民・地域・事業所・行政が一体となって協働するまちをめざします。

ここに、八代市を「男女共同参画都市」とすることを宣言します。

平成21年6月19日

八代市

目 次

I	八代市男女共同参画計画(実施計画後期:平成26年度～平成30年度)の 基本的な考え方.....	1
II	八代市男女共同参画計画の施策の体系.....	6
III	八代市男女共同参画計画の成果指標進捗状況及び施策実施状況	9
IV	平成30年度男女共同参画推進室の事業実績.....	42
V	データでみる八代市の男女共同参画の状況.....	52
VI	第2次八代市男女共同参画計画(2019年度～2023年度)の基本的な考え方	55
VII	第2次八代市男女共同参画計画の施策の体系.....	61
VIII	第2次八代市男女共同参画計画の成果目標及び施策の取組内容	63
IX	資 料.....	91
	八代市男女共同参画推進条例	
	八代市男女共同参画推進条例施行規則	
	八代市男女共同参画審議会委員名簿	
	男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧	
	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク	

I

八代市男女共同参画計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

- ◆ 男女共同参画社会基本法に男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と規定されており、男女共同参画社会の実現は21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけられています。
- ◆ 21世紀は人権の世紀ともいわれており、男女間の不平等感や女性の人権侵害の解消が男女共同参画の根底をなすものですが、今世紀もますます進展することが予想される少子高齢化、国際化、地方分権及び地域自治などの社会経済情勢に的確に対応するためにも、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に男女が共同して参画することが必要不可欠となっています。
- ◆ このような状況を踏まえて、本市では男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現と地域の活性化をめざして、本市で取り組むべき男女共同参画の推進に関する様々な施策を体系化し、総合的かつ計画的に施策を推進するためにこの計画を策定するものです。
- ◆ この計画を具現化することにより、本市の総合計画の将来像である「やすらぎと活力にみちた魅力かがやく元気都市“やつしろ”」の実現につながります。

2 計画の性格

- ◆ この計画は、男女共同参画社会基本法第14条に基づく市町村男女共同参画計画であって、法の理念を踏まえ、国の男女共同参画基本計画（第3次）及び第3次熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと21）との整合を図っています。
- ◆ この計画は、八代市男女共同参画推進条例第10条に基づく男女共同参画の推進に関する行動計画であって、八代市総合計画の部門計画となります。
- ◆ この計画は、「八代市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果、八代市男女共同参画審議会の意見・提言、市民ワークショップの作業結果及び市民のパブリックコメント（公募意見）を踏まえて、市民の意見を反映して策定しています。

- ◆ この計画は、全市的に男女共同参画社会づくりを推進するため、行政の取り組むべき施策のほか、市民、事業者の責務を掲げて、市民と行政が一体となって男女共同参画を進めるための指針となります。

3 計画の期間

この計画の期間については当初、「基本計画」が平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間、「実施計画」については 5 年間と定められました。

このたび、実施計画の 5 年を経て国、県の動向をはじめ社会情勢の変化や計画の進捗状況により見直すこととしました。「実施計画」では平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間に重点的に取り組む施策について新たに定め、「基本計画」については、国の男女共同参画基本計画と県男女共同参画計画の改定状況を勘案しながら見直しを行いました。

4 基本目標（将来像）

《^{ひと}男女が性別にとらわれず、多様な価値観を認め合って、個性と能力を十分に発揮することにより、^{ひと}男女がともに支え合う 元気都市“やつしろ”の実現》

5 基本理念

基本目標を実現するため、次の基本的な考え方にに基づき、男女共同参画を推進します。

1 男女の人権の尊重と平等

個人の尊厳を重んじ、人権を尊重するとともに、女性に対するあらゆる暴力をなくし、性別による差別的取扱いをしないようにしましょう。そのためには、あらゆる場において人権尊重や男女平等を推進するための教育・学習を実施し、行動につなげましょう。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会のあらゆる活動に対して、影響を及ぼさないように配慮しましょう。そのためには、性別による偏見や固定化された役割分担意識の解消に努めましょう。

3 生涯を通じた健康への配慮

男女がそれぞれの性について理解を深めることで、妊娠や出産その他の性と生殖に関してお互いの意思が尊重され、かつ生涯にわたって心身ともに健康な生活が営まれるよう配慮しましょう。そのためには、発達段階に応じて性に関する正しい知識を身につけ、互いの心身の健康について思いやりをもちましょう。

4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と仕事や地域活動、自己啓発など家庭生活以外の活動をバランスよく展開できるようにしましょう。そのためには、固定的な役割分担意識や働き方を含めた個人のライフスタイルを見直し、多様な価値観や生き方を認め合うようにしましょう。

5 政策・方針決定の場への男女共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして市その他の団体における政策又は方針の決定に共同して参画できるようにしましょう。そのためには、あらゆる分野への女性の参画を拡大するための環境整備や支援を行うとともに、男女とりわけ女性が意欲と行動力を高めるためのエンパワーメント（自己決定や主体的に行動できる力をつける）を図りましょう。社会のあらゆる分野への男女共同参画を推進することが、地域の活性化につながります。

6 国際的協調

男女共同参画社会の形成促進が国際社会における様々な取組と連動しながら進められていることをかんがみ、国際的な協調の下に国際的な視点をもって男女共同参画を進めましょう。

6 実現したい姿

1 家庭では

- ・ 「男らしさ」「女らしさ」ととらわれず、「自分らしさ」を大切にする教育を行い、個性と多様な生き方を認め合っています。
- ・ 「男は仕事」「女は家庭」という固定化された役割分担意識にとらわれず、家族全員が家事、育児、介護などに協力し合って、明るく元気で充実した家庭生活を送っています。
- ・ 家庭内のあらゆる暴力行為がなく、家族一人一人が互いの人権と健康を尊重し合う家庭となっています。

2 学校では

- ・ 「男の子だから」「女の子だから」という性別にとらわれることなく、一人の人間として、個性を認め、能力を伸ばし、自立心を育む教育が行われています。
- ・ 人権を尊重し、男女が互いに思いやり、協力し合う力が育ち、元気な学校生活を送っています。
- ・ 進学や就職では、性別にとらわれることなく、本人の意思が尊重され、多様な選択ができるようキャリア教育が行われています。

3 地域では

- 男女が対等に地域活動の企画や方針決定に関わることにより、住みよい地域づくりに貢献しています。
- 性別による固定的な役割分担意識にとらわれた古い慣習やしきたりが見直され、男女がともに心豊かに暮らせる地域となっています。
- 子ども、高齢者、障がい者に対する支援が地域活動として活発に取り組み、子ども、高齢者、障がい者が地域の人々と一緒に安心していきいきと暮らし、元気のある地域となっています。

4 職場では

- 採用、配置、賃金、昇任などの男女格差が解消され、個人の能力、個性、意欲等が十分に発揮され、いきいきと働くことができ、活気のある職場となっています。
- 育児休業、介護休業等を男女ともに取得しやすい環境が整備され、男女がともに子育てしながら働き続けることができるとともに、家庭や地域活動とバランスのとれた働き方ができるようになっています。
- セクシュアル・ハラスメントやマタニティー・ハラスメント、パワー・ハラスメントがなくなり、安心して快適な職場環境となっています。

5 全体では

- 家庭、学校、地域及び職場などあらゆる場において、人権、男女平等など男女共同参画社会の実現に向けた教育、学習が行われるまちなになっています。
- 個人の尊厳が重んじられ、男女の人権が確立されて性別による差別的取り扱いがなくなっています。また、女性に対するあらゆる暴力がなくなるとともに、生涯を通じた健康支援が図られ、安心していきいきと暮らせるまちなになっています。
- 女性が自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になるためのエンパワーメントやチャレンジ支援が図られ、社会のあらゆる場で活躍しているまちなになっています。
- 男女がその能力を発揮し、対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に共同して参画することにより、やすらぎと活力にみちた魅力かがやく元気都市“やつしろ”になっています。

II

八代市男女共同参画計画の施策の体系

施策の体系

基本的課題	施策の方向	施策の内容
1 男女がともに育む男女共同参画の意識づくり (男女共同参画理念の浸透)	(1)男女共同参画に関する意識の高揚	①家庭、地域、職場における男女共同参画の意識づくり
		②男女共同参画の視点に立った学校等における男女平等を推進する教育の充実
		③男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進
	(2)性別による固定的な役割分担意識の解消	①ジェンダーの視点に基づいた、男女共同参画社会の形成を阻害する慣習・慣行の気づき、見直し
		②固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識改革
	(3)国際的視点に立った男女共同参画の意識づくり	①男女共同参画に関する国際的な動向に対して理解し、認識を持つための情報の収集及び提供
②国際交流等による多文化理解を深める機会提供		
2 男女がともに互いの人権を尊重し、安心して暮らせる社会づくり (人権の確立)	(1)女性に対するあらゆる暴力の予防及び根絶	①ドメスティック・バイオレンス(DV)の予防及び根絶
		②セクシュアル・ハラスメント、マタニティー・ハラスメント等の予防及び根絶
		③メディアにおける女性の人権への配慮
		④被害女性の保護及び支援体制の充実
	(2)生涯にわたる女性の健康づくり支援	①リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透
		②発達段階に応じた性と生殖に関する啓発
		③ライフステージに応じたところとからだの健康づくりの推進
	(3)男性・子どもにとっての男女共同参画の推進★	①男性・子どもにとっての男女共同参画の意義の啓発★
		②ところとからだの健康づくりへの支援と相談体制の充実★
	(4)高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭等の社会参画及び自立支援	①高齢者の生きがいづくりと社会参画の促進
		②障がい者の自立支援と社会参画の促進
		③外国人の自立支援と社会参画の促進★
		④ひとり親家庭、及び経済的困難に直面する人々の自立支援と社会参画の促進 ★
		⑤女性であることでさらに困難な状況に置かれている人々等についての理解を深める人権啓発の推進★

3 男女がともに自分らしく、多様な生き方が選べる環境づくり (ワーク・ライフ・バランスの推進)	(1)仕事と家庭生活、地域活動との両立支援	①家庭生活における男女共同参画の促進
		②地域活動における男女共同参画の促進
		③働き方の見直し支援
	(2)男女が働きやすく、働き続けられる就労環境づくり	①雇用における男女の均等な機会と待遇の確保
		②働きやすい就労環境の整備
		③子育て支援・介護支援の充実
4 男女がともにあらゆる分野へ参画できるまちづくり (男女共同参画によるまちづくり)	(1)政策・方針決定の場への女性の参画拡大	①女性のエンパワーメント支援
		②市の審議会・委員会等への女性の積極的登用
		③地域活動における方針決定の場への女性の参画促進
		④民間企業・団体等における方針決定の場への女性の参画促進
	(2)農林水産業・商工業など自営業における男女共同参画の推進	①女性の経営への参画促進
		②女性の起業に対する支援
	(3)男女共同参画の視点に立った地域活動の推進★	①男女共同参画の視点に立ったまちづくり、地域おこしを通じた地域活性化★
		②防災・復興・防犯活動等における男女共同参画の推進★
	5 男女共同参画推進のための体制づくり (男女共同参画計画の推進)	(1)推進体制の充実
②市職員の意識の向上		
③計画の適正な推進のための進行管理		
④国・県・他自治体との連携強化		
(2)市民等との協働による推進		①市民活動団体の育成及び支援
		②男女共同参画活動の拠点づくり
		③民間企業・NPO等との連携

★は後期計画による新設項目

III

八代市男女共同参画計画の 成果指標進捗状況 及び 施策の実施状況

八代市男女共同参画計画 成果指標進捗状況

項目	後期計画 改定時	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	目標 (H30 年度)
基本的課題1 男女がともに育む男女共同参画の意識づくり(男女共同参画理念の浸透)							
男女の地位の平等感について平等と思う人の割合	24.4% (H24 年度)	-	-	-	21.1%	—	33%
「男は仕事、女は家庭」という性別で役割を固定することに賛成しない人の割合	62.6% (H24 年度)	-	-	-	71.2%	—	75%
基本的課題2 男女がともに互いの人権を尊重し、安心して暮らせる社会づくり(人権の確立)							
次の事項で「人権が尊重されていない」と感じる人の割合	40.9%	※この項目は、市民意識調査結果によるもの。 H29 年度調査においては本項目に関連する設問を削除。					75%
・家庭内での夫から妻への暴力 ・職場でのセクシュアル・ハラスメント	42.0% (H24 年度)	【理由】設問が県も設けていないなど、時期を失したものと 審議会での意見もあり、成果指標ではあったが、削除した。					75%
基本的課題3 男女がともに自分らしく、多様な生き方が選択できる環境づくり(ワーク・ライフ・バランスの推進)							
熊本県男女共同参画推進事業者表彰を受けた事業所数	2 事業所	3 事業所	4 事業所	4 事業所	4 事業所	4 事業所	3 事業所以上
家族経営協定を締結している農家数	312 戸	373 戸	388 戸	406 戸	419 戸	435 戸	350 戸
基本的課題4 男女がともにあらゆる分野へ参画できるまちづくり(男女共同参画によるまちづくり)							
審議会・委員会への女性の登用率	25.3%	32.0%	31.5%	30.1%	30.9%	30.9%	40%以上
女性自治会長の数(割合)	7 人(1.8%)	11 人 (2.9%) 377 人中	9 人 (2.3%) 376 人中	10 人 (2.6%) 376 人中	4 人(1.2%) 331 人中	5 人(1.5%) 331 人中	15 人(4%)
地域協議会女性役員の数(割合)	12 人 (23%)	71 人 (17.1%) 416 人中	82 人 (19.4%) 423 人中	81 人 (18.0%) 449 人中	80 人 (18.9%) 423 人中	81 人 (19.6%) 413 人中	33 人 (25%)
スポーツ推進委員の女性の数(割合)	18 人 (26%)	23 人 (31.5%) 73 人中	23 人 (31.5%) 73 人中	19 人 (29.2%) 65 人中	19 人 (28.8%) 66 人中	18 人 (32.1%) 56 人中	22 人 (32%)
女性人権擁護委員の数	10 人 (47.6%)	10 人 (50.0%) 20 人中	10 人 (47.6%) 21 人中	10 人 (47.6%) 21 人中	8 人 (38.1%) 21 人中	11 人 (52.4%) 21 人中	10~11 人 (男女半数ずつ)
女性農業委員数(割合)	2 人(5.4%)	2 人(5.4%) 37 人中	2 人 (5.4%) 37 人中	2 人(5.4%) 37 人中	2 人(5.4%) 37 人中	2 人(5.4%) 37 人中	4 人(10.8%) 以上 (全農業委員 1 割以上)
女性のJA理事の数	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	3 人
女性認定農業者数(女性の単独申請及び夫婦共同申請者の計)	147 人	151 人 単独 20・共同 61・連名 70	144 人 単独 21・共同 60・連名 63	158 人 単独 22・共同 77・連名 59	162 人 単独 22・共同 90・連名 60	169 人 単独 25・共同 96・連名 48	200 人
女性消防団員の数	24 人	32 人	32 人	32 人	31 人	31 人	50 人
基本的課題5 男女共同参画推進のための体制づくり(男女共同参画計画の推進)							
市の管理職員(課長級以上)に占める女性職員の割合	10.0%	9.5%	9.4%	7.3%	9.3%	9.5%	15%
市の役付職員(係長級以上)に占める女性職員の割合	20.6%	18.8%	20.0%	19.3%	19.5%	20.9%	25%
市男性職員の育児休業取得割合	0%	6.3%	0%	0%	5.3%	5.9%	10%
八代市男女共同参画社会づくりネットワーク(八代みらいネット)の加入団体数	18 団体	19 団体	21 団体	23 団体	24 団体	27 団体	30 団体

基本的課題1

《男女がともに育む男女共同参画の意識づくり(男女共同参画理念の浸透)》

【施策の方向】

(1) 男女共同参画に関する意識の高揚

① 家庭、地域、職場における男女共同参画の意識づくり

No.	具体的施策	担当課	30年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
1	市民団体等が主催する講座、研修会などの男女共同参画推進活動の支援	人権政策課	中学・高校におけるデートDV学習会への講師派遣事業について、チラシを市内事業所・学校へ郵送し、周知を図り、開催を支援した。	引き続き広く周知を図りながら、県事業と連携しながら実施していく。	
		生涯学習課	家庭教育学級などで実施する事業において、社会教育指導員や生涯学習指導者名簿から講師の紹介を行った。	社会教育指導員の活用は増加している。今後も社会教育指導員や生涯学習指導者の紹介を行っていくとともに、生涯学習指導者の拡充を図る。	
		学校教育課	八代地域人権子ども集会フェスティバルinやつしろを総合体育館で実施し、部落差別をはじめ、すべての差別をなくす取組を行い、園児、児童生徒、保護者、教職員、市民等たくさんの参加があった。	多くの園児、児童生徒、保護者、教職員、市民等の参加で人権意識を高めることができた。地域住民の参加をさらに増やしていくことが課題である。	
2	男女共同参画週間の周知・啓発	人権政策課	6月23日～29日の男女共同参画週間において市広報紙、HPで周知・啓発を行った。	今後も引き続き、効果的な啓発活動を行っていく。	
3	市立図書館における関係資料の充実	生涯学習課	男女共同参画に関する資料収集を随時行った	資料については300冊を超える資料を所蔵しており、今後はこの資料の活用を目的に、展示などで広く周知することが必要。	
4	啓発用教材の貸出し	人権政策課	男女共同参画関係の教材(7本) 30年度男女共同参画に関する貸出実績:28回	貸出実績は伸びてきており、引き続き、貸出の周知を図っていく。	

② 男女共同参画の視点に立った学校等における男女平等を推進する教育の充実

No.	具体的施策	担当課	30年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
5	男女共同参画標語掲示板による啓発	人権政策課	平成24年度までの3カ年計画により市内全小・中・特別支援学校への設置が完了している。	各校とも校門近くに設置しており、児童・生徒・保護者・地域への啓発に役立っている。	

6	個性と能力を認める キャリア教育の推進	学校教育課	各学校の年間指導計画に従って、児童、生徒一人一人が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力を身に付けるキャリア教育を推進した。	教職員の研修等を充実し、特に小学校におけるキャリア教育の取組を推進させていくことが課題である。	
7	教職員、保育士に対する意識啓発	学校教育課	各学校・園において人権教育に係る研修を実施した。(実施率100%)	今後、男女共同参画や男女平等の視点に立った研修を各学校・園で充実させていく。	
		こども未来課	県就学前人権・同和教育研究協議会主催の研究会などに保育士を派遣した。今年度のテーマは、「人権保育とは」「子どもの自尊と自律を育てる保育環境」などで保育士の人権意識の啓発を図った。	公立園の保育士の約半数が臨時職員で保育対応に苦慮している中、多くの保育士を研修に参加させることが難しい。	
8	保護者等に対する意識啓発	生涯学習課	各幼稚園、保育園、小中学校における家庭教育学級を通しての啓発学習に対する講師派遣の支援	家庭教育学級における男女共同参画に資する学習に対する支援を行うことができた。今後も継続し、更なる意識啓発を図る。	
		こども未来課	今年度は、実施できなかった。	保育参観等で保護者が集まる機会はあるが、数少ない機会のため食育等、子どもの心身の発達に影響の大きい内容を優先してしまう傾向がある。	
9	男女平等教育及び男女共同参画に関する教育の充実	学校教育課	各学校の年間計画に基づき、男女共同参画、女性の人権や男女平等に関する授業を実施した。	今後、男女共同参画や男女平等に関する授業の内容をさらに充実させていく。	
10	男女共同参画に関する教材の活用及び作成	学校教育課	各学校の年間計画に基づき、人権教育に取り組む中で、男女共同参画、女性の人権や男女平等に関する視点を入れて、授業を実施した。	今後、男女共同参画や男女平等を中心にした授業の教材開発等を行い、授業の内容をさらに充実させていく。	
		教育サポートセンター	学校教育における男女共同参画や男女平等を推進するため、国及び県で作成している教材を活用するとともに、独自の教材を作成し、授業に活用した。	郷土学習資料(やつしろ行って見マップ、わたしたちの八代市、未来につなごう美しき八代)の改訂を行い、実態に応じて内容の深化を図った。 課題として、年間計画立案の段階で、他教科等と有機的な関連付けを行う必要がある。	

③ 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

No.	具体的施策	担当課	30年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
11	情報誌発行による啓発	人権政策課	公募による編集スタッフと市民協働で作成・発行。12月発行の市報と同時に市内全世帯配布した。	今後も継続的に発行していくが、発行にあたっては、より適切なテーマ設定をはじめ、費用対効果等も考慮しつつ、配布のあり方も検討していく。	
12	広報紙等による啓発	人権政策課	市の広報紙、ホームページ、ケーブルテレビなどを通じて、セミナーや研修会等の開催はじめ、男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動など男女共同参画に関する情報を提供し、啓発を図った。	今後もホームページ等を活用した効果的な啓発活動を積極的に行っていく。	
13	イベント、講演会、講座等による啓発	人権政策課	「いっそDEフェスタ2019」を開催し、参加者の意識啓発につながった。男女共同参画に関する講演会とワークショップ、女性の起業支援の一環としたハンドメイドフリーマーケット等を実施した。講演会300人、その他400人	取組みを着実に進めてきているが、近年、参加者数が横ばい状況であることから参加者の増加につながる講演会の開催などイベント内容の充実を図っていく。	
14	八代市男女共同参画宣言都市宣言文による啓発	人権政策課	第2次男女共同参画計画書へ掲載し、計画書公表による周知、啓発を図った。	今後もホームページの活用、イベント開催時の展示等を通して周知を図っていく。	
15	市民意識の把握	人権政策課	5年に1回で実施しているため、市民意識調査は30年度は実施なし。また、第2次男女共同参画計画の策定にあたり、市民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施した。	調査は定期的実施してきており、今後も引き続き、定期的取組みが必要である。	
16	情報の収集及び提供	人権政策課	国や他自治体から統計や情報誌等の収集、提供を受けるとともに、市民・市民団体への啓発活動の際に情報を提供。また国、県からの情報を市ホームページや広報紙を通じて周知を図った。	取組みを進めてきており、今後も継続的な実施が必要である。	

【施策の方向】

(2) 性別による固定的な役割分担意識の解消

① ジェンダーの視点に基づいた男女共同参画社会の形成を阻害する慣習、慣行の気づき、見直し

No.	具体的施策	担当課	30年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
17	男女共同参画を阻害する慣習、慣行の見直しのための啓発	人権政策課	「おもいやりミニ講座」のうちの1回を「ハラスメント」をテーマに開催し、この中でジェンダーや固定的役割意識に係る学習機会を提供した。	取組みを進めてきており、調査も実施してきている。今後も引き続き、同様の取組みを行っていく必要がある。	
		学校教育課	人権に関する授業を公開したり、学校・学級通信等で人権に関することを題材にしたりして、保護者や地域に啓発を図った。	今後も、授業の公開や学校・学級通信等をとおして啓発を図っていく。	
		生涯学習課	家庭教育学級・公民館講座等、学習の場を通じて、男女平等の推進を図り、市民がジェンダーに捉われない意識を持つ活動を推進した。	家庭教育学級において、ほとんどが女性の参加者で、性別にとらわれた認識が見受けられる。今後も家庭教育学級等の学習の場を通じ、男女平等の推進を図っていく。	
18	ジェンダーに関する分かりやすい広報、啓発活動の推進	人権政策課	八代市男女共同参画社会づくりネットワークと協力し、ジェンダーに関するわかりやすい啓発ツールとしての「ジェンダーかるた」の内容の一部見直し、これを活用した市民向けのワークショップを開催した。	社会環境に合わせたジェンダーかるたの見直しを行うなど、取組みは進んできており、今後も啓発ツールとして、広く周知を図っていく。	

② 固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識改革

No.	具体的施策	担当課	30年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
19	性別による固定的な役割分担意識の解消のための広報啓発	人権政策課	ワーク・ライフ・バランスなどをテーマに男女共同参画推進セミナーを開催し、性別による固定的役割分担の意識の解消を含めた啓発を行った。	セミナーの開催などを通じ、取組みを着実に進めてきており、今後も機会を捉え、積極的に啓発活動を行っていく必要がある。	
		生涯学習課	男の料理教室などの男女平等に対する意識啓発につながるような公民館講座の開催	男女共同参画に資する公民館講座における意識啓発を実施することができた。今後は更に地域学校協働活動における男女共同参画の促進を支援する。	
		商工政策課	人事担当者や、中堅社員、入社1年未満の新入社員等を対象にしたセミナーを県が実施しているため、そのセミナーに関するチラシを窓口に設置するとともに、地場企業へ配布し、周知を図った。	セミナーに関するチラシの窓口設置や地場企業へチラシ配布により、広く周知ができたと考える。	

【施策の方向】

(3) 国際的視点に立った男女共同参画の意識づくり

① 男女共同参画に関する国際的な動向に対して理解し、認識を持つための情報の収集及び提供

No.	具体的施策	担当課	30年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
20	国際的な情報の提供	人権政策課	人権啓発センターに情報誌や配付資料を設置し、国際的な動きを含めた情報を提供した。また、ホームページにおいても、より広く情報を収集できるように、県や国のホームページについても広く周知を図った。	今後も国内外の関連情報が手軽に入手できるよう工夫して取り組む必要がある。	

② 国際交流等による多文化理解を深める機会提供

No.	具体的施策	担当課	30年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
21	在住・滞在外国人との交流	国際課	(1) おしえて青年海外協力隊 青年海外協力隊の経験者の生の声を聞くことで、新興国・発展途上国の現状を学び、日本との関わりについて理解を深めた。 平成30年度は7校の生徒児童に対して実施した。 6/22 文政小、8/30 二見中、11/5 植柳小、1/29 八竜小、2/1 八代小、2/8 八千把小、2/25 鏡小	今後も継続的な実施が必要。 内容を国際協力に関することだけ、講義を行っていただいたが、講座内容の充実を図るために、本市の国際化推進に関する啓発も行っていく必要がある。	
		学校教育課	授業や保育におけるALTとの関わりを通して、児童生徒が英語に慣れ親しむ機会を確保するとともに、子供たちを対象とした英語を使ったイベントや読み聞かせを行った。 また、地域のイベントや英会話サークルへの派遣を行い、住民との交流を深めた。	児童生徒が、外国語活動、英語などの学習でALTと関わることをとおして、英語に慣れ親しむとともに、異文化について理解を深めることができた。 また、地域住民との触れ合いを通して、相互理解を深めることができた。	
22	国や県、国際交流団体などが行う国際交流活動への協力・支援	国際課	国際協力機構（JICA）のポスターを掲示し、青年海外協力隊・シニア海外ボランティアの周知を行った。	今後も継続的な実施が必要。 平成30年度においては、本市出身者が2名が青年海外協力隊に参加した。	

基本的課題 2

《男女がともに互いの人権を尊重し、安心して暮らせる社会づくり(人権の確立)》

【施策の方向】

(1)女性に対するあらゆる暴力の予防及び根絶

①ドメスティック・バイオレンス(DV)の予防及び根絶

No.	具体的施策	担当課	30年度の実績	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
23	ドメスティック・バイオレンスの予防及び根絶に向けた啓発活動の推進	人権政策課	人権相談窓口・ヤングテレホン案内カードを市内学校に配布するとともに、県の相談窓口の情報を提供するなど、予防・啓発に努めた。 また、ホームページで「デートDV」をテーマにしたアドバイザー派遣事業の実施などの情報発信を行った。	取組みを着実に進めてきており、今後も継続的な実施が必要である。	
		こども未来課	子育て総合ホームページ「やつしろあったかねっと」にDV防止等の記事を掲載し意識啓発を行った。また、女性に対する暴力をなくす運動(11/12~25)にあわせて、市報やFMやつしろにて広報を行った。	意識啓発以外に相談や支援の窓口もあわせて周知を図る必要がある。	
24	デートDV防止教育の推進	学校教育課	中学校の学級活動等において、男女の付き合い方に関する授業を各学校で行った。	今後、年間学習計画に位置付け、学習をさらに充実させていく。	
		人権政策課	中学・高校におけるデートDV学習会への講師派遣事業について、チラシを市内事業所・学校へ郵送し、周知を図り、開催を支援した。(中学校4校、高校2校)	毎年、複数の学校で学習会が開催されており、今後も継続的な実施が必要である。	
25	男女間における暴力の実態・意識の把握	人権政策課	5年に1回で実施しているため、30年度は実施なし。(直近は29年度に実施済)	定期的にも実施してきており、今後も同様の取組みが必要である。	
26	要保護児童等への対応	こども未来課	支援が必要なケースは、市要保護児童対策地域協議会において、個別ケース検討会議を行い、関係機関の連携、情報共有を図り、支援を実施した。	支援が必要な子育て家庭ケースに対して、関係機関の更なる連携が必要である。	

② セクシュアル・ハラスメント、マタニティー・ハラスメント等の予防及び根絶

No.	具体的施策	担当課	30年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
27	ハラスメント等の防止に向けた広報啓発の推進	商工政策課	男女雇用機会均等月に啓発パンフレットを窓口を設置。また、企業訪問時の提要資料としても活用し、広く周知啓発を行った。	日ごろの営業、生産活動で忙しくされている企業も多く、意識付けのためには継続した啓発が必要である。	
		人権政策課	ホームページで、市内事業所が開催するセクハラなどの研修会に対してのアドバイザー派遣の事業について周知し、活用を呼びかけた。	取組みを進めてきており、今後も継続的な実施が必要である。	

③ メディアにおける女性の人権への配慮

No.	具体的施策	担当課	30年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
28	人権尊重、互いの性を尊重する意識づくりのための教育・啓発活動の推進	人権政策課	男女共同参画について、八代市人権問題啓発推進協議会等関係団体の実施する人権作品募集やセミナーの希望調査に項目を加えるなど、連携を図った。	今後も継続的な実施が必要である。	
29	男女共同参画の視点に立った行政刊行物等における表現の配慮	全課かい (秘書広報課)	作成にあたっては、男女平等に配慮した表現及び内容に留意するように取り組み、不適切な表現については適宜、助言及び指導を行った。	引き続き、市が発信するものすべてに、適切な表現となるよう配慮が必要。	
30	性に関する有害環境の整備	人権政策課	少年や保護者等に対し、携帯端末による被害防止啓発を行うとともに、青少年指導員による街頭指導を実施し、有害図書等の販売機を発見した場合には、県に通報する。	取組みは進めてきているが、今後はインターネット、携帯端末の普及など社会環境の変化に起因する課題に適切な取組みを実施していく必要がある。	
31	メディア情報の読解及び発信能力向上のための学習機会の提供・啓発	人権政策課	人権セミナーやつしろにおいて、「インターネット社会と人権侵害について考える」をテーマに講座を開催。	取組みを進めてきており、今後も継続的な実施が必要である。	

④ 被害女性の保護及び支援体制の充実

No.	具体的施策	担当課	30年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
32	相談窓口の充実強化	市民活動政策課	消費生活相談員の研修参加支援、各種勉強会及び研修会、国民生活センター主催の研修出席 各種相談との連携強化	消費生活相談員の研修参加支援を継続	
		こども未来課	DV等の相談受付、一時保護、施設入所、各種手続きなど対応を行った。また、市民相談室に婦人相談員を配置し、DVや離婚、男女問題など相談を受け付け、助言や関係機関との連携した支援などを行った。	相談窓口等の更なる周知が必要である。	
		教育サポートセンター	教育サポーター、子ども支援相談室、特別支援アドバイザーが相互に連携しながら相談者に対してきめ細かな相談体制を確立し、相談にあたっている。	教育サポーターや子ども相談室、特別支援教育アドバイザーの相談体制が確立されている。 課題として、教育サポーターや、子ども相談員、特別支援教育アドバイザーの勤務時間と、相談者との調整が難しい場面がある。	
		人権政策課	女性相談員研修やデートDVに関する研修会への相談員を派遣し、相談員のスキルアップを図った。	相談員のスキルも向上してきており、今後も継続的な実施が必要である。	
33	相談体制の充実	人権政策課	男女共同参画専門委員として弁護士2名、臨床心理士1名を配置。また、人権相談員・青少年相談員各2名による相談対応を行った。	今後も継続的な実施が必要である。	
34	関係機関との連携強化	こども未来課	相談及び支援機関である警察署、県女性相談センターと連携し、相談受付、一時保護、施設入所、各種手続きなどを行った。	関係機関との更なる連携を図りながら、引き続き支援を行っていく必要がある。	
		人権政策課	相談業務は、こども未来課と連携して対応に当たっており、ケースによっては警察、裁判所、医療機関とも連携をし、相談者への迅速な対応を行う体制をとった。	関係機関と連携し取り組んできており、今後も継続的に取り組んでいく必要がある。	
35	被害女性への支援体制の強化	こども未来課	相談及び支援機関である警察署、県女性相談センターと連携し、相談受付、一時保護、施設入所、各種手続きなどを行った。	関係機関との更なる連携を図りながら、引き続き支援を行っていく必要がある。	

(2)生涯にわたる女性の健康づくり支援

① リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透

No.	具体的施策	担当課	30年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
36	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	人権政策課	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の浸透を図っていくためには、ライフステージに応じた健康の包括的支援、妊娠、出産、子育ての支援などが必要であることから、第2次男女共同参画計画にこれらの施策を位置付けた。	今後は、健康の包括的支援、妊娠、出産、子育ての支援などの具体的施策を担当課かいで実施することとした。	
37	妊産婦に対する健康支援、相談体制の充実	健康推進課	母子健康手帳交付 829人 妊娠 11 週までの早期届出 92.5% 個別相談実施 妊婦健康診査実受診者数 1,322 人 (14 回助成)延べ 10,785 件受診 妊産婦訪問 915 件 両親学級 132 組の夫婦出席 出産後の親子 26 組が子育ての先輩パパママとして参加した。	妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施するため、体制構築に向け課内ケース会議等を利用しスタッフ間の共有を図った。 母子手帳交付時、個別面接を全妊婦に実施しアセスメント後、支援プランを 12 件作成。 子育て世代包括支援センター設置も見据えて支援体制を充実していく。	

② 発達段階に応じた性と生殖に関する意識の啓発

No.	具体的施策	担当課	30年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
38	学校における適切な性教育の推進	学校教育課	各学校において、年間指導計画と児童生徒の実態に基づき、心のつながりや命の尊厳を重視した性教育の授業実践を行った。	今後もさらに性教育の学習の充実を図っていく。	
39	性に関する学習機会の提供	健康推進課	母子健康手帳交付時やポスター掲示等でのマタニティマーク周知 両親学級で、夫や家族の妊娠子育てに対する理解と協力がもらえるような妊婦擬似体験や、子育て体験等の内容を取り入れて実施。(11 回実施 132 組参加) 学校等性教育 6 回 185 人 妊娠前の健やかな生活習慣や命を大切にするための情報提供を行った。	今後もいろいろな機会を利用し、健やかな生活習慣と命を大切にする情報提供を行っていく。 ・広報誌・HP 等による周知啓発 ・マタニティマーク周知・両親学級実施 ・学校等関係機関と連携を図り性教育実施	

③ ライフステージに応じたこころからの健康づくりの推進

No	具体的施策	担当課	30年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
40	家庭、学校などにおける食育の推進	健康推進課	乳幼児健康診査時栄養相談集団指導 3,821人、個別指導 1,251人 離乳食教室 年14回参加者 152組 食育教室（保育園・学校等の依頼により実施）39回 1,262人	各種乳幼児健康診査の栄養相談では、食事について困っている保護者は半数以上を占めている。離乳食教室の充実や保育園などと連携した食育の推進が課題である。	
		学校教育課	平成30年度食育体験活動育成事業「食育推進校」を東陽小学校に委嘱し、研究を進めた。「食」で育む、豊かな子ども～家庭・地域とのつながり、子どもの未来を育む食育の実践～のテーマのもと、発達段階に応じた食育の推進を図ることができた。研究の成果をまとめたリーフレットを作成し、家庭や地域に発信することができた。	授業や家庭での取り組みを通して「主体的に実践する力」を伸ばすことができた。今後、地域や家庭とのつながりを深め、東陽町の良さを活かした実践へとつなげる活動を行っていく必要がある。	
		こども未来課	公立保育園では、自分たちで栽培した野菜を料理したり、食に関する紙芝居・パネルシアター・手遊び等を通じて食育を推進している。保護者にも、食育の重要性を理解してもらうため、保護者に給食を試食してもらう等の食育交流会などを行った。	子どもの食に対する意識啓発や保護者の食育に対する理解を深める機会の提供はできていると考える。今後も継続的な実施が必要である。	
		農林水産政策課	「くまもと未来を築く子どもたちへの学校給食支援事業」学校給食における地域農林水産物の流通システムの構築、地域農林水産物を使ったメニュー・加工品の開発及び導入実証、流通システムの構築に向けた研修活動等	他自治体での成功事例を学ぶと共に、東陽産の生姜やお茶を使用したふりかけのサンプルを作り東陽小学校の生徒、教諭にアンケートを実施したところ、長年、生姜の里として地域振興に取り組んでいた点から、高い評価となった。このため、他の地域の子供を対象としたサンプルリングが必要と考えている	
41	食生活改善活動の推進	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員養成講座の実施 8名受講 ・各地区食生活改善推進活動への支援 ・各地区の食生活改善活動 557回 延べ4,073人 	養成講座受講生8名全員が推進員として入会につながった。推進委員の数が減少傾向にあることから、養成講座開催については、推進員を通じたPR等を行い、食生活改善推進員になりやすい仕組みを導入していく。	

42	各種健診事業の充実及び受診率の向上	健康推進課	<p>妊婦健康診査実受診者数 1,322 人 (14 回助成) 延べ 10,785 件受診 特定健診 8,052 人 (H30 年度 33.3%見込) 高齢者健診 2,121 人 基本健診 21 人 ヤング健診 429 人 乳がん検診 40 歳以上 4,790 人 再) 無料クーポン 509 人 39 歳以下 (ヤング健診) 224 人 子宮がん検診 4,584 人 再) 無料クーポン 234 人 肺がん (結核) 検診 7,430 人 大腸がん検診 6,408 人 再) 無料クーポン 196 人 胃がん検診 3,508 人 腹部超音波検診 7,148 人</p>	<p>妊婦健診は 14 回分の助成があるため、受診者数は多い。妊婦健診結果に基づいた保健指導を充実させていく。特定健診等の受診率はわずかに上昇したが、胃がん検診は減少傾向にある。 乳がん (41・51 歳)・子宮がん (21・31 歳)・大腸がん (41 歳) を対象に無料クーポン送付、また、40 歳に対して特定健診の無料を継続して実施をする。 また、新たにがん検診対象となる 40 歳の方で健診未申込者に、健診案内を送付し受診勧奨を行うなど受診者数の増加を目指す。</p>	
43	生活習慣病、こころの病の予防に関する知識の普及及び啓発	健康推進課	<p>乳幼児健診等を通じて、子供のころからの生活習慣病予防の必要性や方法について保健指導を実施。2 歳児歯科健診時の保護者 304 名に対し体組成計測定及び保健指導実施。 広報やつしろ 7 月号に「熱中症」11 月号に「生活習慣病予防」の特集号掲載 健康教育 927 人、健康相談 1,998 人、ヤング健診後の健診結果に基づく保健指導 47 人、特定保健指導 936 人 自殺予防週間 (9 月) に FM やつしろインフォメーションにて PR、また広報やつしろ特集号で 1 ページ掲載した。 自殺対策強化月間 (3 月) に保健センター内にポスター掲示や HP への情報掲載をした。 八代市自殺予防対策計画を 3 月に策定し、関係機関へ配布した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺の原因は多岐にわたるため、関係機関や地域、職場と連携・協働した予防対策が必要である。八代市自殺対策計画の推進を図っていく。 ・生活習慣病予防講演会とこころの健康講演会の若い年代の参加者が少ない。企業等も含めて PR を今後も継続して実施していく。 	
44	育児不安への適切な対応	健康推進課	<p>生後 4 ヶ月までを対象とした乳児家庭全戸訪問事業：890 件 (実施率 99.1%) 支援が必要な乳幼児や保護者に対し養育支援訪問事業：717 件 (延) 実施。 4 ヶ月児健診：受診率 99.7% 7 ヶ月児健診：受診率 99.7% 1 歳 6 ヶ月児健診：受診率 99.2% 3 歳児健診：受診率 98.7%</p>	<p>実施率及び受診率 100% を目標に今後事業を実施していく。また、望まない妊娠、出産後の産後うつや育児不安、育児環境に問題を抱えた家庭は増加傾向にある。産後うつや育児不安が強い場合、こころの相談や医療機関等の関係機関と連携し早期支援を実施していく、</p>	

45	スポーツによる健康づくりの推進	スポーツ振興課	<p>①ニュースポーツ普及事業 内容：校区スポーツ推進委員が主体となり開催 成果：3校区（3回）で開催され185名が参加</p> <p>②スポーツ推進委員派遣事業 内容：学校や社会教育団体等のレクリエーション活動や体力測定の指導を行った。 成果：37件、3,284名が参加</p> <p>③八代市バルバレーやつしろ大会 内容：ニュースポーツ普及促進のため大会を開催 成果：16チーム89名が参加</p> <p>④チャレンジ・ザ・ゲーム大会 内容：遊び感覚で気軽に参加できるスポーツの推進のため大会を開催 成果：6チーム50名が参加</p>	<p>①ニュースポーツ普及事業、③八代市バルバレーやつしろ大会、④チャレンジ・ザ・ゲーム大会については、前年度に比べ参加者が減少しているものの、②スポーツ推進委員派遣事業においては、対前年度比の3割強の参加があった。</p> <p>今後も継続して、ニュースポーツ普及事業やスポーツ推進委員派遣事業等を行うにあたり、様々な媒体で周知広報し普及促進に努める。</p>	
----	-----------------	---------	---	---	--

【施策の方向】

(3) 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

① 男性・子どもにとっての男女共同参画の意義の啓発

No.	具体的施策	担当課	30年度の実績	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
46	男性や子どもにとっての男女共同参画についての啓発	人権政策課	ワークライフバランスなどをテーマに男女共同参画推進セミナーやいっそDEフェスタでの講演会を開催し、性別役割分担の見直しなども含め啓発を行った。	取組は進んでいるが、更なる意識の浸透に向け、継続的な取組が必要である。	
47	デートDV防止教育の推進(再掲)	学校教育課	中学校の学級活動等において、男女の付き合い方に関する授業を各学校で行った。	今後、年間学習計画に位置付け、学習をさらに充実させていく。	
		人権政策課	中学・高校におけるデートDV学習会への講師派遣事業について、チラシを市内事業所・学校へ郵送し、周知を図り、開催を支援した。(中学校4校、高校2校)	毎年、複数の学校で学習会が開催されており、今後も継続的な実施が必要である。	

② ころとからだの健康づくりへの支援と相談体制の充実

No.	具体的施策	担当課	30年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
48	ころとからだの健康づくりの普及	健康推進課	ころの健康相談 38件 ゲートキーパー養成研修 2回 74名 対象は市の職員 ころの健康づくり講演会 参加者72名 内容は精神科医師講話「メンタルヘルスの不調について」 生活習慣病予防講演会 1回 150名 運動教室 2回 44名	<ul style="list-style-type: none"> 若い世代の講演会の参加者が少ない。 ころの健康相談は、30～40歳代の女性の利用が多い。産後うつ、育児不安、家族関係等の相談が増えている。 ゲートキーパー養成研修は、毎年対象者を変え、広く普及していく。 健康づくり講演会、運動教室は、市民が参加しやすい夜間や休日に開催した。地域単位での健康教育、相談を充実し、より多くの市民の積極的な健康づくりへの取組を目指す。 	
49	相談体制の充実	市民活動政策課	身近な相談員育成セミナーを実施 地域の消費者相談等に応じる地域人材の育成 多重債務問題庁内連絡会議の開催 16課に呼びかけ連絡会議を開催	新規相談員の育成が課題である。	
		健康推進課	ころの健康相談月2回、定期外として、随時にも対応 38件 ゲートキーパー養成研修 2回 74名 対象：市の職員	ころの健康相談件数は、横ばい状態であるが、母子の訪問・健診からの相談も多く、より早期に対応できる体制を維持していく。	
		人権政策課	女性相談員研修やデートDVに関する研修会への相談員を派遣し、相談員のスキルアップを図った。	相談員のスキルも向上してきており、今後も継続的な実施が必要である。	
		商工政策課	企業を訪問した際、従業員の生活面に関する相談を受けた場合には、関連する部署へ引継ぎ、個々の事案に対応。また、職業相談室においても総合的に相談支援を実施した。	個別の相談に対応していくには関連部署との連携が不可欠であることから、職員のスキルアップを図るとともに情報共有を強化していく必要がある。	
50	要保護児童等への対応 (再掲)	こども未来課	支援が必要なケースは、市要保護児童対策地域協議会において、個別ケース検討会議を行い、関係機関の連携、情報共有を図り、支援を実施した。	支援が必要な子育て家庭ケースに対して、関係機関の更なる連携が必要である。	
51	性に関する有害環境の整備 (再掲)	人権政策課	青少年室による街頭指導を実施し、有害図書等の販売機を発見した場合には、県に通報する。	取組みは進めてきているが、今後はインターネット、携帯電話の普及など社会環境の変化に起因する課題に適切な取組みを実施していく必要がある。	
52	学校における適切な性教育の推進 (再掲)	学校教育課	各学校において、年間指導計画と児童生徒の実態に基づき、心のつながりや命の尊厳を重視した性教育の授業実践を行った。	今後もさらに性教育の学習の充実を図っていく。	

【施策の方向】

(4) 高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭等の社会参画及び自立支援

① 高齢者の生きがいがつくりと社会参画

No.	具体的施策	担当課	30年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
53	高齢者の就労、市民活動及び地域活動への参加の支援	長寿支援課	八代市シルバー人材センターに対し、運営費・事業費を補助することで、会員登録の高齢者の臨時的・短期的な就業機会の確保と活動促進を支援。	今後も八代市シルバー人材センターに運営補助を行うことで、高齢者の就労機会の確保、生きがいがつくり及び健康づくりを支援する。	
		市民活動政策課	市民活動団体登録制度の推進 「やつしろNPO情報！」を発行した。	市民活動団体により多くの情報を提供できるよう登録をすすめる。	
		商工政策課	サンライフ八代に「職業相談室」を設置し、平成30年度は、常用就職者が63名であった。	「職業相談事業」については特に中高年者の利用が多く、就労の場の確保には有効な事業であると考え。	
54	高齢者の学習、スポーツ、レクリエーションの機会の提供	長寿支援課	①いきいきサロン事業 設置数 228箇所 ②老人社会参加事業 趣味講座 540回 ③ふれあい高齢者訪問奉仕事業 シルバーヘルパー数 350名 ④老人クラブ助成事業 老人クラブ数 128クラブ 会員数 5,153名	H30年度は総合的にみて、概ね事業実施が達成されているが、①～④については、実働者の高齢化や担い手不足等により、事業開催や運営に苦慮している地区もあるため、地域における高齢者の学習やレクリエーション等の自主的な活動が広く実施されるよう継続的に支援する必要がある。	
		生涯学習課	高齢者を対象とした各種講座（健康づくり・健康マージャン・スマホ・終活・英会話等）を開催し、学習の場を提供した。	参加者からは好評で今後も高齢者向けの講座を継続して実施予定。	
		スポーツ振興課	①ニュースポーツ普及事業 内容：校区スポーツ推進委員が主体となり開催 成果：3校区（3回）で開催され185名が参加 ②スポーツ推進委員派遣事業 内容：学校や社会教育団体等のレクリエーション活動や体力測定の指導を行った。 成果：37件、3,284名が参加 ③八代市バルバレーやつしろ大会 内容：ニュースポーツ普及促進のため大会を開催 成果：16チーム89名が参加 ④チャレンジ・ザ・ゲーム大会 内容：遊び感覚で気軽に参加できるスポーツの推進のため大会を開催 成果：6チーム50名が参加	①ニュースポーツ普及事業、③八代市バルバレーやつしろ大会、④チャレンジ・ザ・ゲーム大会については、前年度に比べ参加者が減少しているものの、②スポーツ推進委員派遣事業においては、対前年度比の3割強の参加があった。 今後も継続して、ニュースポーツ普及事業やスポーツ推進委員派遣事業等を行うにあたり、様々な媒体で周知広報し普及促進に努める。	

55	介護予防の啓発と健康及び生活支援	長寿支援課	<p>①介護予防教室 開催回数 154 回 延参加者数 2,071 名</p> <p>②家族介護者交流教室 開催回数 12 回 延参加者数 214 名</p> <p>③介護技術教室 開催回数 6 回 延参加者数 29 名</p>	<p>①②については、予定者数以上の市民が参加され、実施目標を十分に達成できた。</p> <p>①介護予防教室 小さな地区単位での開催が増加傾向にある。これからも介護予防への理解促進を図り、要介護状態とならないよう事業への参加を促す。</p> <p>②家族介護者交流教室 要介護者を介護する家族への支援を継続する。</p> <p>③介護技術教室 在宅生活が継続できるよう、身体機能の向上だけでなく、口腔ケア等幅広いプログラムを検討</p>
----	------------------	-------	--	---

③ 障がい者の自立支援と社会参画の促進

No.	具体的施策	担当課	30 年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
56	障がい者の就労及び社会参画の支援	障がい者支援課	<p>就労支援セミナーの開催（主催：八代市障がい者支援協議会） 期日：平成 30 年 12 月 3 日（月） 参加者数：109 人（一般市民、八代管内の事業所、障がい者関係事業所） 八代市障がい者支援協議会就労支援部会開催 回数：5 回／年 目的：就労支援事業所における更なるスタッフの質の向上と連携強化 就労相談支援の実施（随時） ハローワーク、障害者就業支援センター「結」との更なる連携強化 八代支援学校における講話 回数：1 回／年 目的：卒業後の就労に向けたサービス利用 自動車免許取得・改造助成事業では、4 件の助成を実施。 いきいきふくしスポーツ大会は大雨のため中止。</p>	<p>就労支援セミナーは、より多くの雇用となるよう事業所に対し、積極的な参加を図る必要がある。</p> <p>就労支援部会については、個々の特性に合った就労のマッチングを図る必要がある。</p> <p>就労相談支援は、事業所間の切れ目のない連携を図る必要がある。</p> <p>八代支援学校における講話は、引き続き情報共有を図る必要がある。</p> <p>自動車免許取得・改造助成事業ともに年度初めには予定の申請を受け付けてしまうため、更なる予算の獲得等対応を検討する必要がある。</p> <p>いきいきふくしスポーツ大会については、HP や市報等により今後も広く参加を呼びかけ、競技見直しも含め、より充実した大会となるよう検討を行う。</p>	
57	八代市障がい者計画及び障がい福祉計画の推進	障がい者支援課	<p>八代市障がい者計画等策定・評価委員会を 1 回開催し、第 3 期障がい者計画及び第 5 期障がい福祉計画及び第 1 期障がい児福祉計画の各事業の実施状況の点検・評価を実施した。実施年月日：平成 31 年 3 月 20 日</p>	<p>八代市障がい者計画等策定・評価委員会を 1 回開催し、第 3 期障がい者計画及び第 5 期障がい福祉計画、第 1 期障がい児福祉計画の各事業の実施状況の点検・評価を実施する。</p>	
58	ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進	障がい者支援課	<p>住宅改造：1 件（助成額：466,000 円） 住宅改修：1 件（助成額：180,000 円） バリアフリーマップの更新については、現況調査と未登録事業者 251 カ所に対して登録申請の案内を送付。そのうち 44 カ所が新規登録を行った。</p>	<p>住宅改造・改修の助成の利用促進を図るため、周知をより強化していく必要がある。</p> <p>バリアフリーマップについては、新たな事業所の把握や、マップの更新方法及び利用促進のための方法を検討する必要がある。</p>	

		企画政策課	関係課かいへの情報提供と、外部からの照会等への対応を行った。	関係課かいへの情報提供等については行うことができた。課題としては関係課かいとの円滑な調整を行うことがあげられる。	
--	--	-------	--------------------------------	--	--

③外国人の自立支援と社会参画の促進

No.	具体的施策	担当課	30年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
59	在住・滞在外国人に対する人権の配慮	国際課	(1) 行政書士による入国管理問題無料相談会を3か月に1回開催 (2) 英語・タガログ語・中国語・ベトナム語の外国語通訳者をロビーに配置し、行政窓口での通訳や日常生活相談などを行った。	今後も継続的な実施が必要。	
		人権政策課	人権おもいやりミニ講座において、「外国人の人権」講座を開催した。	取組みを進めてきているが、今後は国際課と連携した取組みができないか検討していく。	

④ひとり親家庭及び経済的困難に直面する人々の自立支援と社会参画の促進

No.	具体的施策	担当課	30年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
60	ひとり親家庭に対する経済的支援	こども未来課	児童扶養手当の支給(受給者(H30年度末):1427人) 離婚等により児童を養育するひとり親家庭に対し手当を支給した。 ひとり親家庭への医療費助成(受給対象者(H30年度末):4,292人) ひとり親家庭等に対し、医療費の自己負担分の3分の2を助成した	ひとり親家庭への支援や制度の更なる周知が必要である。	
61	ひとり親家庭の就労支援	こども未来課	市民相談室に母子・父子自立支援員を配置し、自立支援のための就労相談等を実施(相談件数:延292件) ひとり親家庭等日常生活支援事業(活動件数:延4件) 離婚等による生活環境の激変を緩和し、仕事等に専念できる環境を支援する。 母子家庭等自立支援教育訓練給付金(受給者:2人) 母子家庭等高等職業訓練促進給付金(受給者:29人) 資格取得のための訓練に要する費用の一部を給付することにより、母の就労等による経済的な自立支援を行った。	国の制度改正等に応じた迅速な事業実施が必要である。また、ひとり親家庭への制度改正に伴う速やかな情報提供も必要と考える。	
		商工政策課	就職活動を有利に進めるための取組として、「八代市就業資格取得支援助成金」事業を実施。また、職業相談事業やジョブカフェ等との連携を通じた相談窓口の多様化にも努めた。	「八代市就業資格取得支援助成金」については特に母子家庭に特化した取り組みではないものの、医療事務など女性の申請が多く、就労支援としては一定の効果があるものとする。	

62	制度の周知及び相談体制の充実	こども未来課	市民相談室に母子・父子自立支援員を配置し、自立支援のための就労相談等を実施した。(相談件数：延 292 件)	相談窓口等の更なる周知が必要である。	
63	経済的な困難に直面する人への支援	健康福祉政策課	民生委員やふれあい委員による見守り活動については、継続して実施した。また、熊本地震により被災した世帯の孤立防止や早期生活再建を図るため、平成 29 年度に引き続き「八代市地域支え合いセンター」を設置(※社協へ運営委託)し、見守りや相談支援等を行った。 民生委員による相談支援件数(8,530 件) 支え合いセンターによる相談支援件数(2,846 件)	民生委員等の活動について、生活費など経済面に関するものを含む相談支援件数は昨年度より約 1,000 件増加しており、その役割は依然として重要である。また、支え合いセンターについて、生活再建の相談支援等を行った結果、支援対象世帯は昨年度末の 267 世帯から 70 世帯へと減少し、概ね順調な事業運営ができていていると考える。 個人情報の保護及びプライバシーへの配慮に留意するとともに、経済的な相談に対する対処法や連携機関について各委員の理解を深める必要がある。	

⑤ 女性であることでさらに困難な状況に置かれている人々等についての理解を深める人権啓発の推進

No.	具体的施策	担当課	30 年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
64	さまざまな困難な状況に置かれている人々についての人権啓発	人権政策課	人権セミナーの開催、情報誌、啓発パネルの掲示などにより啓発を行った。	今後も継続的な取組みが必要であるが、性的マイノリティーなど社会環境の変化により生じてきた課題などより広い視野での取組みが必要である。	

基本的課題 3

《男女がともに自分らしく、多様な生き方が選択できる環境づくり(ワーク・ライフ・バランスの推進)》

【施策の方向】

(1)仕事と家庭生活、地域活動との両立支援

① 家庭生活における男女共同参画の促進

No.	具体的施策	担当課	30年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
65	男性の家庭生活への参画を促進するための広報啓発	人権政策課	固定的性別役割分担意識の是正のため、「いっそ DE フェスタ」において、ジェンダーかるたを使ったワークショップを開催した。	取組みを進めてきているが、意識啓発のためには今後も、継続的に積極的に取り組んでいく必要がある。	
		生涯学習課	人権まちづくり校区として、昭和、二見、東陽校区を推進校区として、地域の各種団体が連携して、地域一体となった取組みを行った。	文化祭等で人権作品の展示や啓発パネルの展示だけで形骸化しており、新たな取組みが必要である。	
66	男性の家庭生活での自立支援	人権政策課	ワークライフバランスなどをテーマに男女共同参画推進セミナーやいっそ DE フェスタでの講演会を開催し、性別役割分担の見直しなども含め啓発を行った。	取組みを進めてきているが、意識啓発のためには今後も、継続的に積極的に取り組んでいく必要がある。	
		生涯学習課	公民館講座において、漢方と健康講座や食育講座等、家庭生活に役立つ講座を開催した。	若い年代の参加が少なく、内容等について検討が必要。	
		健康推進課	生活習慣改善対策事業における食生活改善推進員の活動において「男性料理教室」を実施。 6回開催、74名 夫婦で協力して行う子育ての必要性や子どもの健康についての学習と、妊婦疑似体験・赤ちゃん抱っこ等の育児体験を実施。 両親学級 132組の夫婦出席	食生活改善の意識を高めると同時に、家庭での性別役割分担意識の解消にも寄与。 両親学級参加者の感想は好評で、前向きに育児に取り組もうとする夫婦の姿をうかがうことができる。	
67	男性の育児・介護休業の取得促進	商工政策課	関係機関からの情報を提供した。	具体的な民間企業向けの取組ができておらず、関係部局との連携強化による啓発活動が必要。	
		人権政策課	県が実施する事業所や社員を対象にしたセミナーのチラシを送付、市HPへの掲載し、周知を図った。また、市アドバイザー派遣事業や県男女共同参画優良事業者表彰制度等を周知し、事業所等に対して啓発を図った。	取組みを進めてきているが、県男女共同表彰制度等の周知など、関係課と連携しながら今後も継続的に取り組んでいく必要がある。	

② 地域活動における男女共同参画の促進

No.	具体的施策	担当課	30年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
68	男女がともに担う地域活動の促進	人権政策課	ワークライフバランスなどをテーマに男女共同参画推進セミナーやいっそ DE フェスタでの講演会を開催し、性別役割分担の見直しなども含め啓発を行った。	取組みを進めてきているが、地域活動における女性の参画など、関係課と連携しながら今後も継続的に取り組んでいく必要がある。	
69	市民活動等の参加促進のための環境整備	市民活動政策課	人権政策課より情報提供があった記事については、コミュニティセンターだよりに掲載した。	引き続き、人権政策課と連携して情報提供を行なう。	

③ 働き方の見直し支援

No.	具体的施策	担当課	30年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
70	ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・浸透	人権政策課	ワークライフバランスなどをテーマに男女共同参画推進セミナーやいっそ DE フェスタでの講演会を開催し、性別役割分担の見直しなども含め啓発を行った。	取組みを進めてきているが、意識啓発のためには今後も、継続的に積極的に取り組んでいく必要がある。	
		商工政策課	関係機関からの情報を提供した。	具体的な民間企業向けの取組ができておらず、関係部局との連携強化による啓発活動が必要。	
71	男性の働き方に対する意識改革	人権政策課	ワークライフバランスなどをテーマに男女共同参画推進セミナーやいっそ DE フェスタでの講演会を開催し、性別役割分担の見直しなども含め啓発を行った。	取組みを進めてきているが、事業所への啓発など、関係課と連携しながら今後も継続的に取り組んでいく必要がある。	
		商工政策課	関係機関からの情報を提供した。	具体的な民間企業向けの取組ができておらず、関係部局との連携強化による啓発活動が必要。	
72	仕事と子育ての両立支援	こども未来課	仕事と子育ての両立を支援する子育て支援サービスの活用について、リーフレットを作成し、子育て家庭に周知した。市報6月号に子育て特集ページを掲載、FMやつしろでの放送等により各種事業の周知を図った	子育て支援サービスは、子育て家庭の利用ニーズに応じて整備し、充実を図る必要がある。	
		商工政策課	働く女性の仕事と家庭の両立をサポートする目的から、働く婦人の家において、パソコン講座をはじめとする各種講座を開催した	労働局など関連機関との連携による啓発活動の充実が必要。	

【施策の方向】

(2) 男女が働きやすく、働き続けられる就労環境づくり

① 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保

No.	具体的施策	担当課	30年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
73	男女雇用機会均等法の周知徹底	商工政策課	今年度は、国、県等からの関連情報がなかったため、周知は行わなかった。	具体的な民間企業向けの取組ができておらず、関係部局との連携強化による啓発活動が必要。	
74	女性の職業能力開発と就労支援	商工政策課	資格取得支援助成金を実施。利用者が12名の内、女性利用者が7名と多く、主に医療事務講座等に対し助成金を交付。 また、ハローワーク等との共催により、市内40事業者の参加による就職面接会を実施した。	資格取得助成については女性利用者が多く、幅広く女性の能力開発に貢献できたと考える。 また、就職面接会についても、女性の雇用機会の拡大には一定の効果があったものとする。	
		人権政策課	女性の就労支援に繋がる県・国等からの情報を収集し、ホームページによる情報提供をした。	取組みを進めてきているが、関連情報の提供など、関係課と連携しながら今後も継続的に取り組んでいく必要がある。	

② 働きやすい就労環境の整備

No.	具体的施策	担当課	30年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
75	セクシュアル・ハラスメントやマタニティー・ハラスメント防止のための広報・啓発	商工政策課	男女雇用機会均等月間に啓発パンフレットを窓口に設置。また、企業訪問時の提供資料としても活用し、広く周知啓発を行った。	日ごろの営業、生産活動で忙しくされる企業も多く、意識付けのためには継続した啓発が必要である。	
		人権政策課	市アドバイザー派遣事業や県男女共同表彰制度等を周知し、事業所等に対して啓発を図った。	取組みを進めてきているが、事業所への啓発など、関係課と連携しながら今後も継続的に取り組んでいく必要がある。	
76	男女共同参画推進優良事業所の推奨	商工政策課	関係機関からの情報を提供した。	課単独としては具体的な民間企業向けの取組ができておらず、関係部局との連携強化による啓発活動が必要。	
		人権政策課	市アドバイザー派遣事業や県男女共同表彰制度等を周知し、事業所等に対して啓発を図った。	取組みを進めてきているが、事業所への制度周知など、関係課と連携しながら今後も継続的に取り組んでいく必要がある。	

77	パートタイム労働者、派遣労働者の就労環境の改善のための情報提供	商工政策課	熊本労働局からの通知など、適宜民間企業への周知活動を実施。 また、正規雇用確保の取組として、企業の事業規模拡大の際の補助に正社員と非正規社員との間で優遇措置に差を設けるなどの施策により、企業側に対する就労環境の改善を促した。	就労環境改善のためには企業自身の取組を促す一方、行政からも様々な情報提供を実施していく必要がある。
78	育児・介護等により離職した者に対する再就職支援	商工政策課	就職活動を有利に進めるための取組として、「八代市就業資格取得支援助成金」事業を実施。また、職業相談事業やジョブカフェ等との連携を通じた相談窓口の多様化にも努めた。	「八代市就業資格取得支援助成金」については、医療事務などで女性の申請が多く、就労支援としては一定の効果があるものとする。
79	農林水産業や自営業における女性の役割の評価	農林水産政策課	家族経営協定の締結を推進する中で、女性の役割を正当評価するとともに、女性の負担軽減に寄与する条項である「仕事の役割分担の明確化」を盛り込むことを促進した。	家族経営協定を実際に締結される世帯では、「仕事の役割分担の明確化」についての認識が高いものの、未締結の農業世帯においては、女性の就労環境改善についての認識が低いと思われるため、「家族経営協定」の推進による、認識度の向上が課題となっている。
80	農林水産業における男女共同参画意識の浸透	水産林務課	各種イベントにおいて、女性スタッフを登用し、企画・運営への参画を図った。 ・水とみどりのふれあいスクール 39名（うち、女性 16名）	イベントの企画・運営にあたっては、女性の意見や発想は貴重かつ重要である。 今後も積極的な参画を促す必要がある。

③ 子育て支援・介護支援の充実

No.	具体的施策	担当課	30年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
81	多様な保育サービスの充実	こども未来課	保育ニーズに応じた様々な保育サービスを実施した。 延長保育：45園（公立2園、私立43園） 障がい児保育（軽度含む）：50園（公立11園、私立39園） 一時預かり：35園（私立）休日保育：3園（私立） 夜間保育：1園（私立）病児病後児保育：3ヶ所	多様な働き方や共働き世帯の支援につながるような延長保育、休日保育、病児病後児保育等の保育サービスを提供しており、保育ニーズに対応できている。	

82	放課後子ども対策の拡充	こども未来課	放課後児童クラブの運営委託 18 小学校区 28 クラブ (※ほか自主事業クラブ 10 クラブあり) 夏休み学童クラブの運営委託(夏休みのみ) 1 小学校区 1 クラブ 待機児童解消のため、利用希望の多い松高校区に児童クラブを新たに創設、鏡校区のクラブを改築した。(45 人定員増)	利用ニーズの高い小学校区への増設等の検討が必要である。	
		生涯学習課	児童クラブ未実施校区3校区で子供教室開設。66名参加	今年度も3校区で子供教室開設予定	
83	子育てに関する相談体制の充実	こども未来課	こどもプラザわくわく 相談件数 3,175 件 こどもプラザすくすく 相談件数 2,072 件 子育て相談窓口(こどもプラザわくわく内) 相談件数 844 件	支援が必要な児童、家庭に対して、関係機関での情報共有や連携がより必要となっている。	
		健康推進課	必要な対象者には、保健所、保育園、幼稚園、学校、地域子育て支援センター、民生委員、主任児童委員等と連携を図り支援を行った。 3歳児健診において育児不安を持つ保護者の割合 43.1%	3歳児健診において育児不安を持つ保護者の割合は、H29年度 42.1%と比較しやや増加した。 今後も、関係機関と情報共有し連携を図り相談体制を充実させていく。	
84	子育て支援ネットワークづくりの推進	こども未来課	子育てサークルの情報やイベント等について、子育て総合ホームページ「やつしろあったかねっと」に掲載し、周知・広報を行った。	関係機関の連携を図るため、連絡会議等の開催が必要である。	
85	仕事と子育て、介護等の両立のための広報啓発及び制度の周知	こども未来課	広報紙やホームページ、リーフレット等で、子育て支援サービスに関する情報を発信し、利用の促進を図った。 市報：6月号(子育て支援サービスの案内)、8月号(ひとり親家庭への支援) 子育て支援、ひとり親支援リーフレット：こども未来課窓口、保健センター赤ちゃん訪問等で配付	仕事と子育てを支援する事業(保育や子育て支援事業)についての情報提供は行っているが、育児休業制度等については、周知が不十分である。	
		長寿支援課	介護保険制度について、出前講座、各種研修会、窓口等で市民に広く周知。	概ね実施できたが、引き続き介護保険制度について、わかりやすく情報提供することに努めていく必要がある。	
86	家族介護者に対する支援	長寿支援課	地域包括支援センターを6箇所設置し、相談支援を行った。 また、あんしん相談センターを2箇所設置し、山間地域住民への相談支援を行った。	事業成果は、地域包括支援センターの認知度が上がるにつれ、相談件数も増加傾向にあり、今後もより市民に身近な地域ケアの拠点となるよう地域包括支援センターの機能強化を図る。	

基本的課題 4

《男女がともにあらゆる分野へ参画できるまちづくり(男女共同参画によるまちづくり)》

(1) 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

① 女性のエンパワーメント支援

No.	具体的施策	担当課	30年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
87	女性のエンパワーメントのための意識改革及び能力開発	人権政策課	女性の活躍推進をテーマに男女共同参画推進セミナーを開催した。	取組みを着実に進めてきており、今後も継続的な実施が必要である。	
88	女性のチャレンジ支援	人権政策課	政策・方針決定の場への参画促進のため、女性人材リストを整備し、各種審議会や委員会委員への登用促進を図った。	取組みを進めてきているが、女性人材リストへの登録促進のより広い周知など今後も積極的に取り組んでいく必要がある。	
89	女性の学習グループの活動の支援	人権政策課	八代市男女共同参画参画社会づくりネットワーク(みらいネット)の事務局として活動を支援した。	取組みを進めてきており、今後も継続的な実施が必要である。	
		生涯学習課	八代市地域婦人会連絡協議会及び各校区婦人会における連絡調整や活動支援を行った。	前年度同様に取り組むとともに、各校区にある婦人会等、組織間の情報共有を行う場について検討する。	

② 市の審議会、委員会等への女性の積極的登用

No.	具体的施策	担当課	30年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
90	審議会、委員会等への女性の積極的登用	全課かい (人権政策課)	政策・方針決定の場への参画促進のため、女性人材リストを整備し、各種審議会や委員会委員への女性就任要請などを行った。庁内の内部情報システムにおいて女性人材リストの積極的な活用について呼びかけた。 H30年度 リスト提供数 4件	ひきつづき取り組む。	

③ 地域活動における方針決定の場への女性の参画促進

No.	具体的施策	担当課	30年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
91	地域で活躍する女性リーダーの育成	人権政策課	広報紙、HPなどで熊本県男女共同参画社会づくりリーダー育成事業の参加者を募集した。	取組みを進めてきており、今後も継続的な実施が必要である。	

92	地域活動における方針決定の場への女性の参画促進	市民活動政策課	会議など機会を通じ、人権政策課からの講座等について、市政協力員へ情報提供を行った。	引き続き、人権政策課と連携して啓発を行なう。	
		生涯学習課	本課が所管する各種委員会等の委員については、男女共同参画の観点からの委員選出をお願いしている。	各種委員会等の委員選出について意識啓発を図ることができた。今後も男女共同参画の観点からの選出を継続する。	
		人権政策課	「地域の女性が活躍」というテーマで男女共同参画セミナーを開催し、地域活動における女性の参画についての啓発を行った。	取組みを進めてきているが、女性の参画の進まない分野もあり、今後も啓発活動など関係課と連携しながら継続的に取り組んでいく必要がある。	

④ 民間企業・団体等における方針決定の場への女性の参画促進

No.	具体的施策	担当課	30年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
93	事業所のポジティブ・アクション取組みの促進	商工政策課	今年度は、国、県等からの関連情報がなかったため、周知は行わなかった。	事業所等に対する「ポジティブ・アクション」に関する情報をうまく把握しきれていない。今後、定期的な情報収集を実施し、周知を行うことが必要。	
		観光振興課	ふるさとマガジン「やつしろの風」(会員 8,609 名)に活躍している女性事業者を2名取り上げた。	事業所等に対する「ポジティブ・アクション」に関する実態をうまく把握できない。	

(2) 農林水産業・商工業など自営業における男女共同参画の推進

① 女性の経営への参画促進

No.	具体的施策	担当課	30年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
94	女性の登用促進	農林水産政策課	農業委員については、30年度から新制度での改選となった。制度改正に伴い、定数も37名から19名となったが、定数の1割にあたる2名の女性委員を選任した。	JA、農業委員会に女性が入ることで、女性の視点からの施設運営に取り組むことができおり、今後も積極的に登用するとともに、市の各審議会等にも参画いただき、市の施策についての意見もいただく。 一方、委員等のなり手が見つからないことから、その確保が課題となっている。	
		水産林務課	各漁協や森林組合等に対して、役員への女性登用を働きかけた。	女性役員の増減はなく、漁協において1名のみ。引き続き女性の登用について働きかけていく必要がある。	

		商工政策課	八代市工業振興協議会の理事として女性経営者に委員となってもらっている。	経営層には依然として男性が多く、女性の登用を働きかけるうえではより一層の啓発活動が必要。	
95	農業協同組合及び漁業協同組合の女性正組合員加入の促進	農林水産政策課	加工や販売などを積極的に行っている女性の正組合員への促進依頼。	正組合員は1世帯1人、世帯主がなられている場合が多く、夫婦ともに組合員となる機運が高まっていない。	
		水産林務課	各漁協や森林組合等に対して、女性の組合員加入、役員登用について啓発を行った。 八代の漁協組合員903名、うち女性組合員93名（熊本県の水産より）	女性の（漁協）組合員が全体の1割程度にとどまっている。今後も助成組合員増加に向け、働きかけを行う必要がある。	
96	女性の経営参画促進	農林水産政策課	農業者向けに実施する講座への女性農業者の参加を促す。	女性に限定した講座ではないため、女性の受講者が少ない。広報の充実、講義内容の見直しなどを行う必要がある。	
		水産林務課	各漁協を通じて、女性向けの講習会等への参加を促した。	講習会等への女性の参加がいまだに少ない。今後も積極的な参加を促していく必要がある。	
97	女性リーダーの育成	農林水産政策課	認定農業者の更新時に、夫婦共同申請を推奨した。	女性リーダーの数は、まだ少ない。 女性リーダーに関する啓発を継続して行っていく。	

② 女性の起業に対する支援

No.	具体的施策	担当課	30年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
98	農林水産業の振興につながるチャレンジ活動への支援	農林水産政策課	市内の女性農業者グループが行う食品加工や研修会参加への助成を行った。	グループとして継続した活動を行われるものの、構成員の高齢化によるグループからの脱会等が課題となっている。	
		水産林務課	森林組合を通じて、情報提供を行った。また、林家関係者による、水とみどりのふれあいスクール等のイベントにおいて、シカ肉の竜田揚げやイノシシ肉のシシ汁等の実演・提供を通じてジビエ料理の理解と普及促進を図った。	女性グループにおいても、それぞれチャレンジ的な活動を実施されているが、さらなる向上のためにも情報の提供や活動への支援が必要である。	
99	食育・交流活動等の促進	農林水産政策課	「学びフェスタ」にくまもとふるさと食の名人が参加し、PR活動を実施	制度そのものの認知度が低いため、機会を見つけ、積極的な周知活動を行う必要がある。	

		水産林務課	水とみどりのふれあいスクールを開催し、女性 16 名(スタッフ)の参加があった。	ふれあいスクールについては、準備会議から女性グループの参加を得て、積極的に意見を出してもらい、運営面での連携が図れた。	
		学校教育課	平成30年度食育体験活動育成事業「食育推進校」を東陽小学校に委嘱し、研究を進めた。「食」で育む、豊かな子ども～家庭・地域とのつながり、子どもの未来を育む食育の実践～のテーマのもと、発達段階に応じた食育の推進を図ることができた。研究の成果をまとめたリーフレットを作成し、家庭や地域に発信することができた。	授業や家庭での取り組みを通して「主体的に実践する力」を伸ばすことができた。今後、地域や家庭とのつながりを深め、東陽町の良さを活かした実践へとつなげる活動を仕組む必要がある。	
		生涯学習課	地域の人たちと共に椎茸の駒打ちや鹿肉を用いた調理、しめ縄づくり等の講座を開催し、伝統的な食文化・地域文化の継承を支援した。	参加者には好評で、地域の人も喜ばれており、今後も継続して実施予定。	
100	女性の起業活動の支援	農林水産政策課	女性グループのニーズ把握に務め、情報収集・提供を行った。	女性グループの高齢化による担い手不足が進んでおり、若手リーダーの育成が課題となっている。	
		水産林務課	鏡町漁協のカキ生産部会による「鏡オイスターハウス」は、女性の視点やアイデアをいかすとともに、スタッフとして活動された。林業関係では、ジビエ料理の拡大を図るため、イベント等で提供した。	鏡オイスターハウスにおいては、女性の意見を取り入れる事により、連日、行列が出来る程の盛況であった。今後も、女性ならではのアイデアを取り入れるように働きかけたい。ジビエについては、女性の細やかな感性による盛り付けや味付けの工夫により認知を高め、特産品化を図る必要がある。	
		商工政策課	平成27年度より、創業支援のためのワンストップ窓口を設置し、商工会・商工会議所等と連携した取組を実施。その他、商品開発のための支援も実施しており、それぞれに女性経営者の制度活用の実績あり。	創業支援のワンストップ窓口を設置したことで、女性の企業相談等についてもスムーズな連携を図ることが可能となった。	
101	農林水産業における男女共同参画意識の浸透(再掲)	農林水産政策課	農山漁村男女共同参画推進セミナーへの多数の参加を促した。	女性農業者グループの高齢化による波及効果の低減が懸念されており、若い女性の参加が課題となっている。	
		水産林務課	各種イベントに際して、女性スタッフを登用し、企画・運営への参画を図った。水とみどりのふれあいスクール 16 名(森林インストラクター2名)	イベントの企画・運営にあたっては、女性の意見や発達は貴重かつ重要である。今後も積極的な参画を促す必要がある。	

(3) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

① 男女共同参画の視点に立ったまちづくり、地域おこしを通じた地域活性化

No.	具体的施策	担当課	30年度の実績	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
102	男女がともに参画するまちづくり	市民活動政策課	地域協議会の会長等で構成している地域協議会連絡会議において、情報提供を行なった。	引き続き、人権政策課と連携して働きかけを行なう。	
		環境課	「環境関係出前講座」開催 平成30年度実績35回(1,229名)	「エコエイトやつしろ」の供用開始に伴い、施設見学を兼ねた出前講座の開催回数が大幅に伸びている。 「エコエイトやつしろ」を拠点として、より一層の環境学習の推進を図り、環境意識の高揚及び環境保全行動の促進に努めていくことが必要である。	
		健康福祉政策課	民生委員やふれあい委員による見守り活動を継続して実施するとともに、その活動内容を周知する取組や、親近感・好感度を高める取組に対して補助金の交付を行った。	民生委員やふれあい委員については、地域福祉推進活動の中心的役割を果たしており、その活動内容をPRすることは重要であるとする。 職務内容が多様化・複雑化・専門化する傾向にあることから、各委員の負担が大きくなってきている。	

② 防災・復興・防犯活動等における男女共同参画の推進

No.	具体的施策	担当課	30年度の実績	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
103	男女がともに参画する安心・安全のための取組	人権政策課	女性の視点を取り入れた青少年指導員の街頭指導や、社会を明るくする運動により、青少年健全育成を通して、だれもが暮らしやすい地域社会づくりに取り組んだ。	取組を進めてきているが、防災などの地域活動における女性の参画促進など、関係課と連携しながら今後も継続的に取り組んでいく必要がある。	
		危機管理課	各地区の自主防災組織において、お互いを尊重した男女協働の防災活動を実施した。	少子高齢化が進む中、若者の参加を増やす必要がある。	

基本的課題 5

《男女共同参画推進のための体制づくり(男女共同参画計画の推進)》

(1) 推進体制の充実

① 庁内推進体制の強化

No.	具体的施策	担当課	30年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
104	市の施策に対する苦情への対応	人権政策課	男女共同参画専門委員を配置し、広報誌・ホームページ等で制度の周知を行った。	取組みを進めてきており、今後も継続的な実施が必要である。	
105	人権・男女共同参画推進員の配置	人事課	各職場内に職場内研修担当者を設置し、職場内における研修の推進を図った。(9部64課かい)	職場内研修担当者が人権・男女共同参画推進員としての役割を担うことが出来ている。	
106	庁内推進体制の連携・強化	人権政策課	行政推進委員会委員を中心に、全庁的に男女共同参画の視点で業務に取り組みよう働きかけた。	取組みを進めてきており、今後も継続的な実施が必要である。	
107	職場におけるポジティブ・アクションの推進	人事課	H26年度策定の「特定事業主行動計画」を踏まえ、仕事と家庭の両立に向け、支援するとともに、H27年度策定した「八代市女性職員活躍推進特定事業主行動計画」に基づき女性職員の管理職員への登用を推進するため係長職昇任資格試験について見直しを行い受験しやすい環境を整備した。 女性リーダーの育成を図るため、自治大学校や市町村職員中央研修所等の女性幹部養成プログラムへの派遣を継続して実施するとともに、女性職員や管理監督職員の意識改革を図った。	引き続き、女性職員が活躍できる組織風土改革を推進し、女性リーダーの育成を目的とした高度な女性幹部養成プログラムへの派遣を継続して実施する。 受験しやすくなった係長職昇任資格試験を周知するとともに、女性の受験を促していく必要がある。	
		学校教育課	資質と意欲のある教職員に対して、性別に関係なく、管理職選考者査を積極的に受考するよう校長をとおして働きかけた。リーダー研修会への参加者も男性に比べ女性の参加は少ない状態が続いており、あらゆる機会を通して意識改革を行った。	管理職へのマイナスイメージを払拭するため、学校内外で女性がリーダーシップを発揮できる機会を増やし、人材育成を図った。今後も学校マネジメントのやり甲斐を体感させることで、意識改革を行い、管理職選考者査受考者を増やしていく必要がある。	
		人権政策課	女性の登用状況調査を実施し、実態把握に努めた。また、女性の活躍推進研修の実施など職員研修部門と連携して女性職員のスキルアップを支援したほか、関連するセミナーへの参加を呼びかけた。	取組みを進めてきているが、関係課と連携しながら今後も継続的に取り組んでいく必要がある。	
108	男女共同参画の視点に立った市の施策の企画立案及び事業の実施	全課かい	基本指針に沿った運営がなされるよう配慮した。また、八代市社会教育委員会や各種委員会、協議会において、男女共同参画の視点に立た施策が行われるよう事業を進めた。	引き続き取り組む	

② 市職員の意識の向上

No.	具体的施策	担当課	30年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
109	男女共同参画に関する職員研修の実施	人事課	職場内研修担当者研修で職員人権意識調査の結果について、周知を行った。「女性活躍推進研修」に加えて、「多様性理解促進研修」を実施した。その他、情報提供や意識啓発を図った。	女性活躍推進研修では、女性職員55名に対し内部講師による研修会を実施した。また、多様性理解促進研修では、管理監督職を対象に研修会を開催し69名の受講があった。引き続き、女性職員や管理監督職員の意識改革を図る。	
		人権政策課	第2次男女共同参画計画の策定について職員に周知を図った。また、女性活躍研修の実施など職員研修部門と連携して女性職員のスキルアップを支援した	女性の活躍推進研修に加え、男女共同参画の視点での意識改革をテーマとした研修実施を働きかける。	
110	職場におけるセクハラ・パワハラ・マタハラの予防及び相談の充実	人事課	各部署において「各種ハラスメント防止のための行動計画」と「各種ハラスメント防止取組チェックシート」を作成するとともに、集合研修においてハラスメント防止研修を実施した。 相談窓口を人事課、人権政策課、両組合に設置し相談しやすい体制を継続している。	全課かいから「各種ハラスメント防止のための行動計画」と「各種ハラスメント防止取組チェックシート」の提出を義務付けるとともに、ハラスメント防止研修には64人の受講があった。引き続き、ハラスメントの無い職場を目指すためにハラスメント防止に関する研修を計画的に実施し、情報共有と徹底した意識啓発を図っていく。	
111	職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	人事課	庶務研修での男性が取得できる育児関係休暇等の紹介や配偶者の出産の機会を捉えた周知チラシを配布した。職員に対し、情報提供・意識啓発を図った。	職員向けの掲示板を活用し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の更なる推進をテーマとした資料の配布しているが、目標達成に至っていない。課題解決に向けた新たな取組みを検討する必要がある。	

③ 計画の適正な推進のための進行管理

No.	具体的施策	担当課	30年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
112	男女共同参画計画の広報周知	人権政策課	市ホームページに計画書本文及び概要版を掲載し周知を図った。	取組みを進めてきており、今後も継続的な実施が必要である。	
113	男女共同参画計画の進行管理	人権政策課	各課に計画の周知を行うとともに、各施策の推進について協力を依頼した。 また、各施策の進捗状況を把握し、男女共同参画審議会及び男女共同参画行政推進委員会において評価、検証を実施した。 併せて年次報告書を作成し、公表した。 第2次男女共同参画計画を策定した。	取組みを着実に進めてきており、今後も継続的な実施が必要である。	

④ 国、県との連携強化

No.	具体的施策	担当課	30年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
114	国、県、他市町村との連携及び情報交換	人権政策課	国の男女共同参画基本計画及び県の男女共同参画計画を踏まえ、第2次男女共同参画計画を策定した。県主催の研修会等に積極的に参加し、県及び他自治体との情報交換を行った。	取組みを着実に進めてきており、今後も継続的な実施が必要である。	

(2) 市民等との協働による推進

① 市民活動団体の育成及び支援

No.	具体的施策	担当課	30年度の取組み	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
115	男女共同参画を推進する市民や団体の活動支援	人権政策課	八代市男女共同参画参画社会づくりネットワークの事務局として活動を支援。いっそDEフェスタ、会員学習会等を開催した。NPO情報誌等において、団体の活動状況等を紹介した。	取組みを着実に進めてきており、今後も継続的に実施をしつつ、会員拡大、特に若年層の会員を増やすための方策の検討などが必要である。	
116	公共的団体との連携強化	長寿支援課	市老人クラブ連合会が主催するシルバーヘルパー講習会に講師として出席し、講習会修了者が一人暮らし等の高齢者宅を訪問し、相談相手や生活援助活動を支援した。	概ね事業実施ができ効果も見られているが、活動人員の増加を図るために、老人クラブ会員増加に向けた取組みを支援する必要がある。	
		生涯学習課	「まなびフェスタやつしろ」を開催し、講演会や家庭教育学級による事例発表、各種団体の成果発表・活動報告展示等を行った。	各種団体の学習成果発表及び学びの機会を設けることで、世代間・地域間交流の活性化に繋がる重要なイベントとして今後も継続して実施予定。	
		健康福祉政策課	定例（毎月開催）の民生委員・児童委員協議会会長会において、情報の共有化、組織課題の解決策の検討など連携強化を図った。	民生委員・児童委員協議会をはじめとした公共的団体との情報共有や連携強化を図ることで、地域福祉推進活動の円滑かつ適切な実施につながるものとする。人員不足等もあり、イベント等の共同開催までは至っていない。	
		人権政策課	いっそDEフェスタ実行委員会に民生児童委員会や婦人会もメンバーとして参画してもらい、連携してイベントを開催した。	取組みを進めてきており、今後も連携を密にして取り組んでいく必要がある。	

② 男女共同参画活動の拠点づくり

No.	具体的施策	担当課	30年度の実績	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
117	地域で男女共同参画を推進するリーダーの育成	人権政策課	広報紙、HPなどで熊本県男女共同参画社会づくりリーダー育成事業参加者募集の周知を行った。	取組を進めてきており、今後も講座や研修を積極的に周知し、人材を育成していく必要がある。	
118	拠点施設の整備	人権政策課	人権啓発センターにおいて、男女共同参画に関する情報も含めた啓発・相談業務を行った。	取組を進めてきており、今後も継続的な実施が必要である。	

③ 事業所、NPOとの連携

No.	具体的施策	担当課	30年度の実績	取組に関する統括	八代市男女共同参画審議会意見・提案
119	男女共同参画推進に関する事業所の取組への支援と連携の強化	人権政策課	関係機関からの情報を提供した。	課単独としては具体的な民間企業向けの取組ができておらず、関係部局との連携強化による啓発活動が必要。	
		農林水産政策課	家族経営協定の推進等とあわせた啓発を行った。	各農業者に対しては認定農業者の更新の際など家族経営協定の推進等とあわせた啓発活動は行うものの、生産組織等への情報提供や啓発活動を計画的かつ臨機応変に対応することが必要と思われる。	
		水産林務課	各漁協や森林組合に対し、情報提供に努めた。八代森林組合においては、女性係長1名(全4名中)を任用している。	漁業、林業関係の事業所は、比較的小規模の事業所であることから、市としては情報提供、啓発活動を根気強く行っていき自主的な取り組みを働きかける必要がある。	

IV

平成 30 年度男女共同参画推進室の事業実績

男女共同参画推進室の活動経過

期 日	内 容	詳 細	備 考
H30. 4. 19	八代市男女共同参画社会づくり ネットワーク役員会	(1) 総会案件について (2) いっそ DE フェスタ 2018 決算について (3) 役員改選について	
H30. 5. 17	八代市男女共同参画社会づくり ネットワーク通常総会	(1) 平成 29 年度事業報告について (2) 平成 29 年度決算報告・監査報告について (3) 平成 30 年度事業計画 (案) について (4) 平成 30 年度予算 (案) について (5) 平成 30 年度担当班について (6) その他	
H30. 6. 14	いっそ DE フェスタ 2019 準備委員会	・スケジュールについて ・予算について ・講師、プログラムについて	
H30. 6. 23 ～6. 29	男女共同参画週間	広報やつしろ・ホームページにて周知 各支所、コミュニティセンターにてポスター掲示	
H30. 6. 29	アドバイザー派遣事業	内容：デート DV 防止講座 講師：西村洋子 氏(人権相談員)	会場：市内中学
H30. 7. 3	アドバイザー派遣事業	内容：デートDV防止教育 講師：富永智子 氏 (Cスマイル代表、県婦人相談員)	会場：市内中学
H30. 7. 9	情報誌 Mi☆Rai 第 15 号 第 1 回編集会議	(1) スタッフ紹介 (2) 記事内容について (3) スケジュール確認	
H30. 7. 10	八代市男女共同参画計画策定部会		会場：千丁支所 2 階 大会議室

H30. 7. 12	八代市男女共同参画社会づくり	◆学習会	
	ネットワーク 7月定例会・学習会	男女共同参画の視点とメディアリテラシー	
	いっそDEフェスタ 2019 準備委員会	◆定例会	
		・JR九州への要望事項について	
		◆準備委員会	
		・講師について	
		・プログラムについて	
		・その他	
H30. 7. 19	アドバイザー派遣事業	内容：デートDV防止教育	会場：市内中学
		講師：千丁ウィミンズネットワーク	
		デートDV防止プログラムファシリテーター 山本三代子氏 西本朱美氏	
H30. 7. 25	アドバイザー派遣事業	内容：女性のライフ・キャリアについて	会場：市内短大
		講師：草野幸栄子氏（キャリアコンサルタント）	
H30. 7. 25	八代市男女共同参画行政推進 委員会		会場：鏡支所 3階 大会議室
H30. 7. 30	情報誌 Mi☆Rai 第15号 第2回編集会議	(1) 表紙、特集の絞込みについて (2) 紙面構成について (3) 担当について	
H30. 8. 04	八代市ホームページ記事掲載	性的マイノリティに関する記事 『知っていますか？LGBT』	
H30. 8. 20	第1回八代市男女共同参画審議会		会場：千丁支所 2階 大会議室
H30. 8. 22	情報誌 Mi☆Rai 第14号 第3回編集会議	(1) 取材状況、紙面作成、記事等について	
H30. 9. 13	情報誌 Mi☆Rai 第15号 第4回編集会議	・記事提出、レイアウト構成について	

H30. 9. 13	八代市男女共同参画社会づくり	◆学習会	
	ネットワーク 9月定例会・	働き方改革の学び～全従業員が活躍できる組織づくり～	
		講師：イオン九州(株)八代店 仲島秀毅 氏 (人事総務課長) 中島知佳 氏	
	いっそDEフェスタ 2019	◆定例会	
	実行委員会	・ジェンダーかるたの見直しについて	
		・JR九州への要望について報告	
		◆実行委員会	
		・講師について	
		・ワークショップについて	
		・フリーマーケットについて	
H30. 10. 18	男女共同参画推進セミナー	地域の女性が活躍！コミュニティ活動「子ども食堂」	会場：やつしるハーモニーホール大会議室
	私らしい“ステップアップ“を目指そう	講師：八千把校区民生委員児童委員協議会 会長 松永泰子さんと地域の皆さん	
H30. 10. 24	第2回八代市男女共同参画計画策定部会		会場：千丁支所 2階 大会議室
H30. 11. 2	熊本県男女共同参画社会づくり	東京都大田区男女共同参画推進センター（エセナ	研修生：行政職員
～		おおた）等の視察及び交流研修	1人派遣
H30. 11. 4	地域リーダー育成研修派遣		
H30. 10. 24	八代市男女共同参画計画策定部会		会場：千丁支所 2階 大会議室
H30. 11. 5	第2回八代市男女共同参画行政推進委員会		会場：鏡支所 3階 大会議室
H30. 11. 8	八代市男女共同参画社会づくり	◆定例会	
	ネットワーク 11月定例会・学習会	・パイロットみかんマラソン・ウォーキング大会参加報告	
	いっそDEフェスタ 2019	・人権子どもフェスティバルにおける展示パネルについて	
	実行委員会	・ジェンダーかるたの一部見直しについて	
		◆実行委員会	
		・展示、ワークショップ、販売について	

		・いっそDEマルシェについて	
		・チラシ、ポスターについて	
H30. 11. 13	男女共同参画推進セミナー 「女性活躍推進セミナー」	『法の現場から セクハラに屈しない』 講師：弁護士 高木絹子 氏	会場：やっしろハーモニーホール大会議室
H30. 11. 12 ～11. 25	八代市ホームページ記事掲載	「女性に対する暴力をなくす運動」啓発週間	
H30. 11. 19	男女共同参画推進セミナー 「女性活躍推進セミナー」	『女性の生き方とワーク・ライフ・バランス』 講師：熊本大学教育学部教授 八幡彩子 氏	会場：やっしろハーモニーホール大会議室
H30. 11. 28	第2回八代市男女共同参画審議会		会場：千丁支所 2階 大会議室
H30. 12. 1	情報誌 Mi☆Rai 第15号発行	特集「あなたは変わった？変わった？」 ～男女共同参画に関する市民意識調査～	全世帯配布
H30. 12. 7	第2次八代市男女共同参画計画（素案）に対するパブリックコメント	意見募集期間 H30.12.26 まで	
H31. 1. 16	アドバイザー派遣事業	内容：デートDV防止教育 講師：西村洋子 氏（人権相談員）	会場：市内高校
H31. 1. 17	アドバイザー派遣事業	内容：デートDV防止教育 講師：西村洋子 氏（人権相談員）	会場：市内高校
H31. 1. 17	八代市男女共同参画社会づくり ネットワーク1月定例会・学習会 いっそDEフェスタ2019 実行委員会	◆定例会 ・いっそDEフェスタにおける展示パネル検討 ◆実行委員会 ・チラシ、ポスター配布 ・広報、動員について ・オープニングについて ・当日のタイムスケジュール、役割分担等について	

H31. 1. 18	第3回八代市男女共同参画審議会		会場：千丁支所 2階 大会議室
H31. 2. 7	熊本県男女共同参画推進事業者 表彰式参加	八代市男女共同参画社会づくりネットワークが 社会づくり貢献部門で表彰を受ける	会場：熊本県庁 地下 大会議室
H31. 2. 17	いっそ DE フェスタ 2019	◆講演会 「笑顔がもたらす私らしい働き方と生活」 ～落語で伝えるワーク・ライフ・バランス～ 講師 春風亭 鹿の子 氏（落語家） ◆ワークショップ ◆親子で楽しむ忍者修行 ～おやじと遊ぶんジャー！～ ◆いっそDEマルシェ ◆おいしいもの直販会	会場：やつしろハーモ ニーホール
H31. 2. 22	アドバイザー派遣事業	内容：デートDV防止教育 講師：富永智子（Cスマイル代表）	会場：市内中学校
H31. 3. 14	八代市男女共同参画社会づくり ネットワーク3月定例会及び いっそ DE フェスタ 2019 実行委員会	◆定例会 ・平成30年度事業報告 ・来年度事業計画について ◆実行委員会 ・いっそ DE フェスタ 2019 実績について ・いっそ DE フェスタ 2019 収支見込 ・アンケート結果について	
随時	八代市男女共同参画専門委員によ る苦情等の処理	弁護士2名・臨床心理士1名 委嘱	相談件数 0
随時	相談業務	八代市人権啓発センター人権相談員による	

男女共同参画に関する推進事業

事業名	男女共同参画推進セミナー		
男女共同参画計画位置づけ	基本的課題4 男女がともにあらゆる分野へ参画できるまちづくり (1) 政策・方針決定の場への女性の参画拡大 ① 女性のエンパワーメント支援		
目的	女性のエンパワーメンを支援するためのセミナーの開催し、あらゆる分野での女性の活躍を推進する。女性の審議会等への登用促進。		
実施日時	平成30年10月18日、11月13日、11月19日、 14:00~16:00		
場所	やつしろハーモニーホール 大会議室		
参加人数	延べ 77人	募集対象	市内在住又は市内に通勤・通学する18歳以上
タイトル	・男女共同参画推進セミナー(1回)/・女性活躍推進セミナー(2回)		
実施日	テーマ	内容	講師
10月18日(木)	「地域の女性が活躍！コミュニティ活動 子ども食堂」	月1回のペースで始め今年で2年目になる。地域の下支えをされている手腕を学び自分達の地域運営のヒントを探る。	八千把校区民生委員児童委員協議会 会長 松永泰子さんと地域の皆さん
11月13日(火)	「法の現場からセクハラに屈しない」	① セクハラとはどのような事業か ② 最近扱った相談ケース ③ 被害相談を受けた場合の対応法 ④ セクハラを減らす為に必要なこと	弁護士 高木絹子 氏
11月19日(月)	「女性の生き方とワーク・ライフ・バランス」	男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランスを実現するためにできることを演習を交えながら考える。	熊本大学教育学部 教授 八幡彩子 氏
アンケート満足度	たいへん良かった59.3%、良かった36.7%、どちらでもない1.3%、未回答1.3%		

平成30年度男女共同参画推進セミナー

受講者募集!

私らしい"ステップアップ"を目指そう!!

地域の女性が活躍! コミュニティ活動 「子ども食堂」

～八千把校区「やちわつ広場」地域の連携で運営しています～

10月18日(木)
午後2時～4時
(受講料無料)

託児あります(無料)
10/9(火)迄 要予約!

会場: やつしろハーモニーホール
3F 大会議室

定員: 先着50名

申込方法: 電話またはFAXで
事前にお申しください
(詳細は裏面をご覧ください)

講師: 八千把校区民生委員児童委員協議会
会長 松永崇子さんと地域の皆さん

講演内容

八千把校区民生委員児童委員協議会が子ども達の「居場所づくり」を目的として始めた「子ども食堂」。その活動も今年で2年目を迎えた。ボランティアも経験豊かな人材がそろい、学校や地域住民の様々な手助けもあってスタッフは気負わず楽しんで活動している。地域における女性たちの活躍のヒントをみつけてみませんか。セミナー後半では、自分達の校区でできることや地域間交流についていっしょに考えてみましょう。

お問い合わせ・お申し込み: 八代市 人権政策課 男女共同参画推進室
TEL:0965-30-1701

[主催] 八代市 [受託先] TMC 株式会社
[後援] 熊本日日新聞社・八代商工会議所・八代市商工会・エフエムやつしろ

八代市 男女共同参画推進 研修会

女性活躍 推進セミナー

参加費 無料

私らしい"ステップアップ"を目指そう!
多様な人材が企業を変える!!

日時: 2018年11月13日(火)
2018年11月19日(月)

会場: やつしろハーモニーホール 3階大会議室 (託児あり 10日前迄に要予約)

定員: 先着各50名 (事前申込み要)

企業の管理職 総務・人事担当者 だけでなく どなたでも

大層な人口減少、特に働く世代の人口が減少している中、活力ある経済を持続していくためには、女性の活躍が大きな鍵といわれています。仕事と家庭生活の両立を支援し、多様な働き方ができる・働きつつることができる環境づくりが求められています。職場環境の改善・働き方改革の研修の場として、ぜひご活用ください。

<p>11月13日(火)</p> <p>法の現場から セクハラに屈しない 14:00～16:00</p> <p>講師 弁護士 高木 絹子 氏 熊本県弁護士会所属 高木法律事務所</p>	<p>11月19日(月)</p> <p>女性の生き方と ワークライフバランス 14:00～16:00</p> <p>講師 熊本大学教育学部教授 熊本大学附属特別支援学校校長 八幡 彩子 氏</p>
--	--

お問い合わせ・お申し込み 八代市人権政策課 TEL:0965-30-1701 (詳細は裏面をご覧ください)

[主催] 八代市 [受託先] TMC株式会社
[後援] 八代商工会議所・八代市商工会・熊本日日新聞社・エフエムやつしろ

男女共同参画に関する啓発事業

事業名	アドバイザー派遣事業
男女共同参画計画位置づけ	<p>基本的課題1 男女がともに育む男女共同参画の意識づくり</p> <p>① 男女共同参画に関する意識の高揚</p> <p>⑤ 家庭、地域、職場における男女共同参画の意識づくり</p> <p>基本的課題2</p> <p>男女がともに互いの人権を尊重し、安心して暮らせる社会づくり</p> <p>(1) 女性に対するあらゆる暴力の予防及び根絶</p> <p>①ドメスティックバイオレンス(DV)の予防及び根絶</p>
目的	<p>(1) 男女共同参画意識の高揚</p> <p>・地域、職場、学校などの団体等が主催する講座、研修会などに講師を派遣し、啓発活動等を支援する。</p> <p>(2) デートDV防止教育</p> <p>・若年層、特に中高生のデートDVを防止するため、学校における教育・啓発活動を強化する。</p>
実施日	<p>(1) 男女共同参画意識の高揚</p> <p>7月25日(中九州短期大学・幼児保育学科)</p> <p>(2) デートDV防止教育</p> <p>6月29日、7月3日、7月19日、1月16日、1月17日、2月22日、</p>
参加人数	<p>(1) 男女共同参画意識の高揚 60人</p> <p>(2) デートDV防止教育 647人(6校)</p>
アンケート理解度	<p>【デートDV防止教育】6校平均</p> <p>よく理解できた71.0%、少しは理解できた27.2%、あまり理解できなかった1.8%</p>

事業名	男女共同参画情報誌「Mi☆Ra i第15号」発行
男女共同参画計画位置づけ	<p>基本的課題1 男女がともに育む男女共同参画の意識づくり</p> <p>(1) 男女共画に関する意識の高揚</p> <p>③男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進</p>
目的	<p>・男女共同参画情報誌を発行、全世帯に配布し、市民へ男女共同参画に関する啓発を行う。</p>
発行内容	<p>・広報やつしろ平成30年12月号への折込により、全世帯に配布</p> <p>・A4版 4ページ 2色刷り</p> <p>・市民スタッフ(6人)と協働で企画編集作業などを行い情報誌を発行した</p>

事業名	いっそDEフェスタ 2019 開催		
男女共同参画 計画位置づけ	基本的課題1 男女がともに育む男女共同参画の意識づくり (2) 男女共画に関する意識の高揚 ③男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進		
目的	・市民を対象にしたイベント、講演会、講座等を開催し、男女共同参画に関する啓発を図る。		
実施日時	平成31年2月17日(日) 13:00~16:00		
場所	やつしろハーモニーホール 市民ホールほか		
参加人数	講演会 300人 フリーマーケット・ワークショップ・販売 400人 延べ 700人	実施 方法	いっそDEフェスタ実行委員会に委託し、市民との協働により開催
イベント概要			
ステージイベント(市民ホール) 開場 12:30 開演 13:00			
13:00~13:30	オープニング	・主催者挨拶 (市長・実行委員会委員長挨拶) ・高校生による演劇 「若者の主張~男女共同参画編~」	
13:30~15:00	講演会	『笑顔がもたらす私らしい働き方と生活 ~落語で伝えるワーク・ライフ・バランス~』 講師:春風亭鹿の子 氏(落語家)	
各種イベント(多目的ホール・会議室)			
10:30~12:00	ワークショップ/展示	・親子で楽しむ忍者修行 ・いぐさで遊ぼう!リースづくり ・ほのぼのフォトグラフ ・見て!触って!改訂版ジェンダーかるた(販売) ・みらいネット製作パネル及び熊本県パレアからの借用パネルの展示	
10:30~16:00	いっそDEマルシェ	ハンドメイド品を作成している女性の起業支援として開催(21店舗出店)	
10:30~16:00	販売	パン、弁当、野菜の販売	
アンケート 満足度	【講演会】とても良かった53%、良かった32%、ふつう6%、無回答9% 【ワークショップ】とても良かった75%、良かった25%、ふつう0%、あまり良くなかった0%、無回答0% 【いっそDEマルシェ】とても良かった28%、良かった50%、ふつう12%、あまり良くなかった0%、無回答10%		

V

データでみる八代市の男女共同参画の状況

八代市における審議会等委員への女性の登用状況調査

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

1. 審議会等への女性の登用状況

(1) 地方自治法第 180 条の 5 に基づく委員会(委員会数 6)

委員会名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
教育委員会	4	2	50.0
選挙管理委員会	4	0	0.0
公平委員会	3	1	33.3
監査委員	3	0	0.0
農業委員会	47	3	6.4
固定資産評価審査委員会	3	0	0.0
小計①	64	6	9.4

(2) 地方自治法第 202 条の 3 に基づく審議会(審議会数 31)

	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
小計②	460	144	31.3

	委員総数(人)	女性(人)	女性の割合(%)
合計(①+②)	524	150	28.6

(3) その他要項等に基づく委員会、協議会、懇話会等(委員会等数 32)

委員会、協議会、懇話会名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
小計③	457	153	33.5

※(1)(2)(3)の合計(審議会等数 69)

合計	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
計(①+②+③)	981	303	30.9

2. 女性議員

区分	現員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
八代市議会	28	1	3.6

3. 女性職員の役職登用状況 (※各種委員会を含み、現業職員を除く)

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

	職員総数	課長級以上	補佐級	係長級	役付計
職員総数(女性+男性)	1093	107	240	119	466
女性の数	436	7	57	40	104
女性の割合(%)	39.9	6.5	23.8	33.6	22.3

○八代市における審議会等委員への女性の登用状況

	地方自治法第180条の5 に基づく委員会 ①			地方自治法第202条の3 別表7による審議会 ② ※広域を含まない			合計 ①+②			その他要項等による 委員会、審議会、協議 会等 ③			合計 ①+②+③		
	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)
H26.3.31	55	5	9.1	532	168	31.6	587	173	29.5	376	128	34.0	963	301	31.3
H27.3.31	55	5	9.1	552	176	31.9	607	181	29.8	360	128	35.6	967	309	32.0
H28.3.31	53	4	7.5	575	184	32.0	628	188	29.9	343	118	34.4	971	306	31.5
H29.3.31	53	4	7.5	493	159	32.3	546	163	29.9	455	138	30.3	1,001	301	30.1
H30.3.31	53	5	9.4	480	139	29.0	533	144	27.0	424	152	35.8	957	296	30.9
H31.3.31	64	6	9.4	460	144	31.3	524	150	28.6	457	153	33.5	981	303	30.9

○八代市の女性職員の役職登用状況

	全 体			課長級以上			補佐級			係長級			役付総数		
	職員総 数	女性 の数	女性の 割合 (%)	職員 総数	女性 の数	女性の 割合 (%)	職員 総数	女性 の数	女性の 割合 (%)	職員 総数	女性 の数	女性の 割合 (%)	職員 総数	女性 の数	女性の 割合 (%)
H26.4.1	1,070	393	36.7	141	13	9.2	203	49	24.1	84	22	26.2	42.8	84	19.6
H27.4.1	1,068	398	37.3	147	14	9.5	203	51	25.1	87	17	19.5	437	82	18.8
H28.4.1	1,083	417	38.5	138	13	9.4	212	50	23.6	90	25	27.8	44.0	88	20.0
H29.4.1	1,090	422	38.7	137	10	7.3	219	49	22.4	85	26	30.6	441	85	19.3
H30.3.31	1,100	439	39.9	109	7	6.4	228	43	18.9	79	30	38.0	416	80	19.2
H31.3.31	1,093	436	39.9	107	7	6.5	240	57	23.8	119	40	33.6	466	104	22.3

○八代市の新規採用職員の採用状況

	総 数	女性 の数	女性 の 割合	職種ごとの女性の数 ()は男性の数												
				事務 職	技術 職	保育 士	教諭 幼稚園	保健 師	看護 師	技師 臨床 検査	衛生 士	歯科 技師	放射 線	栄養 士	管理 福祉 士	社会 学芸 員
H26 年度	28	16	57.1	9(5)	0(6)	2(0)	2(0)	1(0)	1(1)						1(0)	
H27 年度	20	12	60.0	6(3)	1(5)	2(0)		1(0)						1(0)		1(0)
H28 年度	36	20	55.6	11(9)	1(7)	2(0)	0(0)	2(0)	1(0)						2(0)	1(0)
H29 年度	42	19	45.2	10(18)	1(4)	4(0)	3(0)	0(0)	0(0)						1(0)	0(1)
H30 年度	45	25	55.6	12(15)	2(5)	5(0)	1(0)	3(0)	0(0)						1(0)	1(0)
H31 年度	36	15	41.7	6(13)	0(7)	5(1)	2(0)	1(0)	0(0)						1(0)	

VI

第2次八代市男女共同参画計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市は、平成 21 年 3 月に「八代市男女共同参画計画（平成 21 年度～平成 30 年度）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、「男女が性別にとらわれず、多様な価値観を認め合って、個性と能力を十分に発揮することにより、男女がともに支え合う元気都市“やつしろ”の実現」を将来像に掲げ、各種施策を推進してきました。

こうした中、少子高齢化の急速な進展による労働人口減少社会の中において、活力あるまちを持続していくためには、男女が共に支え合い、社会のあらゆる分野に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することがますます重要となっています。

また、平成 27 年 9 月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が施行されるなど、女性の活躍に向けた取組みを推進していくことが求められています。平成 30 年度をもって現計画の期間が終了することに伴い、これまでの成果や課題、国・県の動向、社会情勢の変化を踏まえ、男女共同参画に関する施策を総合的に推進するための「第 2 次八代市男女共同参画計画」（以下「第 2 次計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は「男女共同参画社会基本法」第 14 条に基づく「市町村男女共同参画計画」と位置づけます。
- (2) 本計画は「八代市男女共同参画推進条例」第 10 条に基づく男女共同参画の推進に関する行動計画であって、八代市総合計画の部門計画と位置づけます。
- (3) 本計画は「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」と位置づけます。
- (4) 本計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」と位置づけます。
- (5) 本計画は全市的に男女共同参画社会づくりを推進するため、市民、地域、事業所、行政が一体となって、協働するための指針と位置づけます。

3 計画の期間

2019（平成 31）年度から 2023 年度までの 5 年間とします。

4 計画策定の背景

(1) 国の動き

国においては、「日本再興戦略（平成 25 年 6 月閣議決定）」の中核に「女性の活躍」を位置づけ、女性の力を「我が国最大の潜在力」と捉えた取組みを推進するとともに、平成 27 年 9 月に「女性活躍推進法」を施行し、平成 27 年 12 月には、平成 28 年度から平成 32 年度までの施策を掲げた「第 4 次男女共同参画基本計画」（以下「国第 4 次計画」という。）を策定しました。

平成 30 年 5 月には国会や地方議会の選挙での男女の候補者の数ができる限り「均等」になることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されるなど、あらゆる分野において女性の活躍に向けた施策が推進されています。

(2) 熊本県の動き

熊本県では、平成 26 年 8 月に県内の経済界をはじめとする関係機関・団体などの多様なメンバーの連携による「熊本県女性の社会参画加速化会議」を設置し、平成 27 年 2 月には『企業、女性・男性、社会が“変わる“』という視点で、各参加団体が連携して取り組む施策・事業所などを取りまとめた「熊本県女性の社会参画加速化戦略」を策定しました。

また、平成 28 年 3 月に「第 3 次熊本県男女共同参画計画」の成果と課題及び新しい動きなどを踏まえた「第 4 次熊本県男女共同参画計画」を策定しました。

(3) 八代市の取組み

本市では、平成 21 年度から「男女がともに認め合い、支え合う元気都市“やつしろ”の実現」をめざして、男女共同参画の視点に立ったまちづくり、地域づくりを行うために、「八代市男女共同参画計画」をスタートさせました。また、同年度には市を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組むために、「男女共同参画都市」を宣言しました。

平成 25 年度には、国・県の動向をはじめ社会情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえ「八代市男女共同参画計画」の一部見直しと平成 26 年度からの実施計画を策定し、総合的かつ計画的に様々な施策を展開してきました。

(4) 男女共同参画をめぐる新たな動き

① 女性活躍の推進

平成 25 年 6 月、「日本再興戦略」において「女性の活躍」を日本の成長戦略の中核と位置づけることが閣議決定され、平成 27 年 9 月には「女性活躍推進法」が施行されるなど、女性がその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現のための環境整備や取組みが求められています。

②ワーク・ライフ・バランスの推進（男女の働き方改革）

平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、働き方改革は、一億総活躍社会の実現に向けた最大のチャレンジと位置づけられています。また、「国第 4 次計画」では「男性中心型労働慣行の見直しと女性の活躍」が柱のひとつとなっており、これまでの長時間勤務が当たり前とされてきた男性中心の働き方などを前提とする労働慣行などを変革し、多様で柔軟な働き方が選択できる労働環境づくりを推進することが、女性の活躍に繋がるとともに、男女がともにワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が図れる社会の実現にも必要とされています。

③男女共同参画の視点での防災体制づくり

被災地において、女性たちの生活者としての視点を活かした活動が、復旧・復興に対して大きな役割を果たしたことが認識されています。一方で、避難所の運営などにおいて女性の視点に立った対応が十分ではなかったなど、課題も明らかになりました。

過去の災害対応における経験を基に国では、災害に強い社会の構築には、男女共同参画社会の実現が不可欠であるとし、平成 25 年 5 月に「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成し、地方公共団体が取り組む際の基本的事項を示しています。「国第 4 次計画」でも、地域における防災力を向上させるためにも、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立が必要とされています。

5 現計画の取組み状況

現計画における取組みの成果や課題の主なものとして、以下の項目が挙げられます。

《成 果》

成果 1 固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識の高揚

市民意識調査の結果では、「男は仕事、女は家庭」などと性別で役割を固定する考え方について、『賛成しない』は 71.2%で、平成 24 年の前回調査（62.6%）から 8.6 ポイント上昇しました。熊本県（61.5%）と比較すると、『賛成しない』の割合は、本市が 9.7 ポイント高く、全国（54.3%）と比較しても 16.9 ポイント高くなっています。固定的性別役割分担意識の解消が図られています。

成果 2 家族経営協定締結農家数、女性の認定農業者数の増加

本市の基幹産業である農業における、就業者に占める女性の割合は、50.8%と約半数を占め、女性が重要な担い手となっています。家族経営協定締結のメリット等を研修会などのあらゆる機会を捉えて、説明することで協定締結農家が年々増加しており、家族一人ひとりの役割と責任を明確にし、女性も意欲と能力を発揮できるような環境づくりが推進されていると思われます。また、女性の認定農業者数も少しずつではありますが、年々増加しており、女性の経営への参画の推進も図られています。

成果3 審議会等における女性の登用増加

男女共同参画の推進の代表的な指標である「審議会等への女性の登用」については、八代市女性人材リストの整備や全庁的に積極的登用の呼びかけを行った結果、女性の審議会等登用率は、30.9%（H30.3.31 現在）と平成25年度後期計画策定時（25.3%）よりも上昇し、県内の他市と比較しても高い登用率となっています。しかし、目標値の40%には達しておらず、更なる登用促進を図る必要があります。

《課題》

課題1 男女共同参画社会に向けた意識の改革

市民意識調査の結果では、男女の地位の平等感について、『平等である』は、21.1%と平成24年の前回調査（24.4%）と比べ割合が低下しています。一方、『男性の方が優遇』と回答した人が61.9%と、前回調査（52.8%）と比べ増加しており、男女の不平等感が強くなっています。特に、「社会通念、慣習等」と「政治の場」では不平等感が強く、「平等である」は10%台にとどまっており、今後も市民一人ひとりの意識を改革するためのさらなる広報、啓発活動が必要です。

課題2 誰もが安心して生活できる社会

市民意識調査の結果では、デートDV（交際相手からのドメスティック・バイオレンス）の言葉の認知度（内容まで知っている人の割合）が39.8%と平成24年の前回調査（26.2%）から13.6ポイント上昇しましたが、女性の約3割はドメスティック・バイオレンス（DV）被害の経験があると回答しています。今後もDVや性暴力、各種ハラスメントなどあらゆる暴力の予防と根絶に取り組むことが必要です。

課題3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

本市の就業者のうち女性の割合は、47.8%と約半数を占めています。20代30代の出産・結婚の多い年代でも女性の労働力率は落ち込むことなく、仕事と育児・家事等を両立しながら働いている女性が多いことがうかがえます。仕事と家庭生活の両立を支援し、多様な働き方ができる環境づくりが必要です。

課題4 地域活動における女性の参画

女性の自治会長（市政協力員）の割合が1.2%（H30.3.31 現在）と県（2.8%）や全国（5.4%）と比較しても少ない状況です。地域活動において、女性の参画促進を図るための働きかけが必要です。

課題5 地域のけん引役としての市の取組み

市における女性管理職の割合は、9.3%（H30.4.1 現在）で、目標値である15%を達成できていません。また、市の男性職員の育児休業取得割合も5.3%（19人中1人）と前年度からは上昇しているものの、目標値の10%には達していません。市内事業所等のワーク・ライフ・バランスの推進や女性活躍推進に係るけん引役として、市が率先して取り組む必要があります。

6 八代市の課題

本市におけるこれまでの取組みの成果や課題、社会動向、現状、市民意識調査・事業所調査の結果などから、今後、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき課題として、以下の項目が挙げられます。

課題1 男女共同参画社会に向けた意識の改革

市民意識調査の結果では、男女の地位の平等感は、依然として低い状況です。性別による固定的な役割分担意識により形成されている慣習などによる影響が大きいと考えられます。固定的性別役割分担意識の解消をはじめ、男女共同参画の理念浸透のため、あらゆる機会や多様な媒体を通じた広報・啓発活動が必要です。

課題2 あらゆる分野での女性の活躍

人口減少社会の中において、活力ある社会を持続するためにも女性の積極的な参画が求められています。しかし、事業所において女性管理職の登用割合が低い状況であることや、地域社会においても女性の参画の割合が少ない状況です。また、就労形態や平均給与における男女格差も顕著です。経済活動、地域活動などあらゆる分野において、女性も活躍し、男女がともに参画できる社会をつくる必要があります。

課題3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

本市の就業者のうち女性は約半数を占め、20代30代の出産・結婚の多い年代でも女性の労働力率は落ち込むことなく働き続けています。また、共働き世帯の割合は全国と比べても高く、仕事と育児・家事・介護等を両立しながら働いている世帯が多いことがうかがえます。仕事と家庭生活の両立を支援し、多様な働き方ができる環境づくりが必要です。

課題4 誰もが安心して生活できる社会

市民意識調査の結果では、女性の約3割がDV被害の経験があると回答しています。DVや性暴力、各種ハラスメントなどあらゆる暴力の予防と根絶に取り組むことが必要です。また、市民意識調査では、避難所の設備整備や市の防災対策に男女両方の視点が入ることが支持を受けており、熊本地震を経験し、男女共同参画の視点に立った防災体制づくりが求められています。また、LGBTなどの多様な性に対する理解を促進し、多様性を認め合う社会づくりが必要です。

VII

第2次八代市男女共同参画計画の施策の体系



VIII

第2次八代市男女共同参画計画の 成果目標 及び 施策の取組内容

第2次八代市男女共同参画計画 成果目標

施策の方向	項目	計画策定時 実績	2023年度 目標
基本目標1 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり			
(1) 意識改革のための 広報・啓発の推進	男女の地位の平等感について平等と思う 人の割合	21.1% (H29年度調査)	33%
	「男は仕事、女は家庭」などと性別で役割 を固定する考え方について賛成しない人の 割合	71.2% (H29年度調査)	75%
基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり			
(1) あらゆる分野にお ける意思決定過程への 女性の参画	審議会・委員会への女性の登用率	30.9% (H30.3.31)	40%
	女性の人権擁護委員の割合(人数)	38.1% (8人/21人) (H30.3.31)	50% (過半数)
	【参考】 市議会における女性議員の割合(人数)	3.5% (1人/28人)	-
(2) 働く場における男 女共同参画の推進	熊本県男女共同参画推進事業者表彰を受 けた事業所数(累計数)	4事業所 (H30.4.1)	6事業所
	市内事業所における正社員の女性管理職 の割合	24.7% (H29年度調査)	30%
(3) 農林水産業にお ける男女共同参画の推進	家族経営協定を締結している農家数	419戸 (H30.3.31)	450戸
	女性認定農業者数(女性の単独申請及び夫 婦共働申請者の計)	162人 (H30.3.31)	180人
	女性農業委員数の割合(人数)	5.4% (2人/37人) (H30.4.1)	21% (4人/19人)
	【参考】 女性のJA理事の割合(人数)	7.1% (2人/28人) (H30.3.31)	-
(4) 地域社会にお ける男女共同参画の推進	女性市政協力員の割合(人数)	1.2% (4人/331人) (H30.4.1)	4% (13人/331人)
	地域協議会女性役員の割合(人数)	19.0% (80人/423人) (H30.3.31)	25% (106人/423人)
	スポーツ推進委員の女性の割合(人数)	28.8% (19人/66人) (H30.3.31)	32% (21人/66人)
(5) ワーク・ライフ・ バランス(仕事と生活の 調査)の推進	ワーク・ライフ・バランスの言葉の認知度 (内容まで知っている人の割合)	24.3% (H29年度調査)	35%
	市内事業所における男性の育児休業取得 割合	7.6% (H29年度調査)	10%
	【参考】 保育所の利用児童数	4437名 (H30.4.1)	-

施策の方向	項目	計画策定時 実績	2023 年度 目標
(5) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	【参考】 放課後児童クラブの利用児童数	1363 名 (H30.4.1)	-
	【参考】 勤務時間外在校時間数が月 80 時間以上の教職員の割合（4～6月の月平均）	11.3% (H30 年度)	-
基本目標 3 安全で安心して暮らせる社会づくり			
(1) 女性に対するあらゆる暴力の予防	デート DV の言葉の認知度（内容まで知っている人の割合）	39.8% (H29 年度調査)	45%
	【参考】 市の相談窓口における DV 相談実人数	47 人 (H29 年度調査)	-
(2) 生涯を通じた健康支援	乳がん検診受診率	10.3%	50%
	子宮頸がん検診受診率	9.5%	50%
(4) 女性の視点を反映した地域の防災力向上	女性消防団員数	31 人 (H30.3.31)	50 人
	【参考】 自主防災組織の会長に占める女性の割合	2.8% (H30.3.31)	-
基本目標 4 推進体制づくり			
(1) 推進体制の充実・評価	市の管理職員（課長級以上）に占める女性職員の割合	9.3% (H30.4.1)	15%
	市の役付職員（係長級以上）に占める女性職員の割合	19.5% (H30.4.1)	27%
	市の男性職員の育児休業取得割合	5.3% (H29 年度)	10%
	時間外勤務の縮減（職員 1 人あたりの年間平均超過勤務時間）	96.9 時間 (H26 年度)	87.2 時間
	有給休暇消化率	24.4% (9.6 日) (H26 年度)	30% (12 日)
(2) 市民・各種団体などとの協働による推進	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク（八代みらいネット）の加入団体数	24 団体 (H30 年度)	36 団体

基本目標 1

《男女共同参画社会実現に向けた意識づくり》

【基本的施策】

(1) 意識改革のための広報・啓発の推進

施策の内容①男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

施策 No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元（2019）年度以降の取組
1	男女共同参画に関する広報・啓発の推進	市民の男女共同参画への関心と理解を深めるために、広報紙、ホームページ、イベントなどによる広報・啓発活動を行う。	人権政策課	イベント（「いっそDEフェスタ」）の開催 参加者の増加、若年層の参加につながる企画などイベント内容の充実を図る。

施策の内容②固定的役割分担意識の解消に向けた意識改革

2	性別による固定的な役割分担意識の解消のための意識啓発	性別の固定的な役割分担の意識解消のため、男女混合名簿の導入推進や家庭・学校・職場・地域などへ学習機会の提供を行い、男女共同参画の推進を阻害する慣習や慣行の見直しを行う。	人権政策課	HP、情報紙など周知・啓発 講座やセミナーの開催
			生涯学習課	公民館講座を通じて、固定的な性別役割分担意識の解消を行う。
			学校教育課	男女混合名簿については、校長・園長会議等において通知し、令和元年度に導入が完了している。今後は学校に対し、性別の固定的な役割分担の意識解消に係る関係機関からの情報の提供などを行っていく。

施策 No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元（2019）年度以降の取組
--------	-------	------	-------	------------------

【基本的施策】

（2）男女共同参画の教育・学習の推進

施策の内容①家庭・地域・職場における男女共同参画の学習機会の提供

3	事業所などが主催する講座、研修会などの男女共同参画推進活動の支援	事業所・学校・団体などが主催する講座・研修会に講師（アドバイザーなど）を派遣するなど、啓発活動を支援する。	人権政策課	事業所・学校・団体などが主催する講座・研修会に講師（アドバイザーなど）を派遣 男女共同参画に資する制度を導入することなどの取り組みに対し、アドバイザーを派遣
			生涯学習課	今後も家庭教育学級等において、社会教育指導員や生涯学習指導者名簿から講師の紹介を行っていくとともに、生涯学習指導者の拡充を図る。
4	男女共同参画に関する資料・情報などの収集と活用	市民・団体に対し男女共同参画・男女平等などの推進のため、情報提供や学習教材の貸出を行う。	人権政策課	情報紙の発行、広報紙、HPでの情報提供や啓発記事の掲載

施策の内容②男女共同参画の視点に立った教育の充実

5	多様な選択を可能にする教育・学習の推進	基本的人権の尊重や男女共同参画の意義などに関する授業に積極的に取り組むとともに、児童生徒が性別による固定的な役割分担意識にとらわれないキャリア教育・進路指導を実践する。	学校教育課	各学校の年間指導計画に基づき、社会科や学級活動での学習を中心に、基本的人権の尊重や人権同和学習、キャリア教育等の学習に取り組んでいく。
---	---------------------	--	-------	---

施策 No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元（2019）年度以降の取組
			教育サポートセンター	本サポートセンターの特別活動研究部会で特別活動実践ガイドを平成31年4月に作成している。新しい学習指導要領においても将来の生活や社会と関連付けながら、見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることがキャリア教育の視点からも求められている。今後は、特別活動実践ガイドを活用した授業の実践をサポートしていく。
6	教職員・保育士に対する意識啓発	教職員や保育士などに対し、男女共同参画・男女平等の視点に立った学習機会を提供し意識啓発を図る。	学校教育課	各中学校区でのレポート研修や各ブロックごとの人権同和学習実践・参観の研修の機会をとおして意識の啓発を図っていく。
			こども未来課	これまで同様、県就学前人権・同和教育研究協議会主催の研究会などに保育士を派遣する。また、人事課主催のLGBT研修に参加するなどして、ダイバーシティに対する理解を深める。

【基本的施策】

（3）国際的視点に立った男女共同参画の意識づくり

施策の内容①情報収集及び提供

7	国際的な情報の提供	男女共同参画に関する国連の動きや先進国の状況などを収集し、人権啓発センターやホームページなどで情報を提供する。	人権政策課	人権啓発センターに情報誌や配付資料を設置し、国際的な動きを含めた情報を提供 ホームページにおいて国や県の関連ホームページへを紹介
---	-----------	---	-------	---

施策 No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元（2019）年度以降の取組
--------	-------	------	-------	------------------

施策の内容②多文化共生の推進

8	多文化理解と交流の推進	学校、地域などで市民と外国人とのふれあいやさまざまな文化を体験する機会を提供し、他文化への理解と認識を深めることを推進する。 また、国や県、国際交流団体などが実施する交流に対し協力・支援を行う。	国際課	1) おしえて青年海外協力隊 青年海外協力隊の経験者の生の声を聞くことで、新興国・発展途上国の現状を学び、日本との関わりについて理解を深める。併せて、市国際課職員による本市の国際化推進に関する講義を行い国際理解の促進につなげる。 予定数：8校
			学校教育課	授業等でALTを活用し、英語に慣れ親しむとともに、異文化理解のための活動を行う。また、地域住民や子供たちを対象として英語を使ってALTとコミュニケーションを図るイベント等の更なる充実を図る。
9	外国にルーツを持つ子どもに対する支援体制の充実	日本語の理解が十分でない、外国にルーツを持つ子どもが他の子と同様に理解し授業が受けられるよう、必要に応じて日本語指導員の配置を行う。 また、文化や習慣の違いから生じる悩みなどを相談できる窓口を設置する。	学校教育課	外国にルーツをもち、日本語指導の必要な児童生徒に対する日本語指導の更なる充実を図る。

施策 No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元（2019）年度以降の取組
			教育サポート センター	本センターには、「やつしろ子ども支援相談室」を設置し、八代市内の幼稚園・保育園、小、中特別支援学校に通園通学している子供たちに関する相談を受けている。外国にルーツを持つ子供たちの相談がある場合でも相談を受け、専門機関等につないでいく。
10	在住・滞在外国人に対する人権の配慮	在住・滞在外国人の不安や悩みを解消するため、人権に配慮しながら、暮らしに関する情報を提供するとともに各種相談に適切に対応する。	人権政策課	人権おもいやりミニ講座の開催、人権啓発DVDの貸し出し、庁舎におけるパネル展示（ヘイトスピーチ解消法周知）等
			国際課	（1）行政書士による入国管理問題無料相談会を3か月に1回開催 （2）月2回英語・タガログ語・中国語・ベトナム語の外国語通訳者をロビーに配置し、行政窓口での通訳や日常の生活相談などを行う。

施策 No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元（2019）年度以降の取組
--------	-------	------	-------	------------------

基本目標 2

《あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり》

【基本的施策】

（1）あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画

施策の内容①女性のエンパワーメント支援

11	女性のエンパワーメント支援	政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、固定的性別役割分担意識の解消、女性の意識改革及び能力向上セミナー、講座などを開催する。	人権政策課	女性の活躍推進をテーマに男女共同参画推進セミナーを開催
----	---------------	---	-------	-----------------------------

施策の内容②審議会などへの女性の積極的登用

12	審議会、政治分野などへの女性の積極的登用の促進	「八代市審議会等の設置及び運営に関する基本指針」において、女性を積極的に委員に登用することを規定しており、今後も政策、方針決定の場への女性の積極的な登用を促進する。また、政治分野における男女共同参画推進に必要な啓発活動や環境整備の施策の実施に努める。	人権政策課	女性人材リストの登録者数を増やすためのセミナー開催 ホームページでの登録者募集の記事掲載 女性人材リストの整備 庁内において情報提供し、各種審議会や委員会委員への登用促進 政治分野における男女共同参画推進については、国や県の動向等を注視しつつ、議会事務局と協議
			企画政策課 (全課かい)	基本指針に基づき、八代市社会教育委員会や各種委員会、協議会において、女性の積極的な登用と男女共同参画の視点に立た施策を実施していく。 審議会等での女性の登用率について、審議会等の所管課に文書で調査を行い、女性委員の割合が成果指標「審議会・委員会への女性の登用率」の目標値（40%）に満たない場合は、理由・問題点を把握する。次に、把握した理由・問題点に対する方策や今後の方向性について所管課に意見を徴し、その結果を人権政策課へ提供する。

施策 No.	具体的施策	取組内容	対象課	令和元（2019）年度以降の取組
--------	-------	------	-----	------------------

施策の内容③事業所における方針決定の場への女性の参画促進

13	事業所のポジティブアクション（男女格差の積極的是正措置）取組みの推進	男女格差の是正のため、事業所に対し、セミナーの開催や事業所における学習会などへの専門家の派遣などを行う。	人権政策課	事業所・学校・団体などが主催する講座・研修会に講師派遣 男女共同参画に資する制度を導入することなどの取り組みにアドバイザー派遣
			商工政策課	関連する取組について、事業所等に対し、情報提供を行うとともに、自主的かつ積極的な取組を行うように働きかけていく。

【基本的施策】

（2）働く場における男女共同参画の推進

施策の内容①女性の創業・就労支援

14	女性の就労・キャリアアップ支援	女性の就労・キャリアアップのため、「熊本県しごと相談・支援センター」や「ハローワーク八代マザーズコーナー」でのキャリアカウンセリングや保育などに関する情報提供を行うとともに、再就職支援セミナーや起業支援セミナーなどの周知・情報提供を行う。	人権政策課	国や県等からの情報を市内事業所に提供 関係課と連携し、積極的に再就職支援セミナーや起業支援セミナーなどの周知・情報提供
			商工政策課	関連する取組について、事業所等に対し、情報提供を行うとともに、自主的かつ積極的な取組を行うように働きかけていく。
			こども未来課	「ハローワーク八代マザーズコーナー」など他機関の就労相談窓口については、こども未来課窓口等で情報提供を行う。あわせてハローワークの窓口等においても、子育て支援サービスのリーフレット等を設置し、情報提供を行う。 ひとり親家庭については、資格取得への給付金や講座受講費用の一部支給、またハローワーク八代と連携した就労自立促進事業を実施し、就労支援を行う。

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元（2019）年度以降の取組
15	創業支援	創業支援のためのワンストップ窓口を設置し、商工会・商工会議所などと連携し、支援を行い、女性の創業支援を図る。	商工政策課	商工会議所等と連携し、関連する情報の提供や支援となる取組を実施する。
16	離職した者に対する再就職支援	育児や介護だけでなく、様々な理由により離職した者に対して、就職活動を有利に進めるための取組みとして、「八代市就業資格取得支援助成金」を支給する。 また、ジョブカフェやつしろやハローワークなどとの連携により相談窓口の充実を図る。	商工政策課	「八代市就業資格取得支援助成金」について、周知を図るとともに、ジョブカフェやハローワーク等と連携により利用者の増加を図ることで就労支援につなげていく。

施策の内容②女性が活躍するための環境整備

17	働きやすい労働環境改善に取り組む事業所の認定・表彰の推奨	働く人がいきいきと安心して働き続けることができる労働環境の整備（熊本県が取り組む「男女共同参画推進事業者表彰」「ブライト企業認定」「よかボス宣言」など）に取り組む企業などに対する、認定・表彰などの周知・啓発を図る。	人権政策課	熊本県の「男女共同参画推進事業者表彰」「ブライト企業認定」「よかボス宣言」などの各種制度について、チラシやホームページなどを通じて周知
			商工政策課	企業訪問等を行う中で積極的に機会を見つけ、労働環境の整備に関する支援制度等の情報提供を行う。
18	公共調達における「男女共同参画・女性活躍」加点制度の検討	男女共同参画・女性活躍に積極的に取り組んでいる企業に対して、総合評価落札方式又は企画競争による事業所の加点評価制度の導入を検討する。	人権政策課	総合評価落札方式の評価項目として追加すること、企画競争における事業所の加点評価制度の導入などについて、調達機関に働きかけを行う。

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元（2019）年度以降の取組
			契約検査課	総合評価落札方式への加点評価制度の導入について、人権政策課と協議しながら検討を進める。
19	育児・介護休業法などの周知啓発	育児・介護休業法や男女雇用機会均等法に基づき、介護休業・育児休業を取得できる制度が事業主へ義務付けられることなど仕事と家庭の両立支援に関することを広く周知・啓発する。	人権政策課 商工政策課	事業所・学校・団体などが主催する講座・研修会に講師派遣 男女共同参画に資する制度を導入することなどの取り組みにアドバイザー派遣 ワークライフバランス推進について、ホームページによる周知 企業訪問等を行う中で積極的に機会を見つけ、育児・介護休業に関する支援制度等の情報提供を行う。
20	非正規労働者の処遇改善のための情報提供	熊本労働局など関係機関と連携し、パートタイム労働者、派遣労働者の就労環境改善のための情報を事業所に提供し、周知・啓発に努める。	商工政策課	企業訪問等を行う中で積極的に機会を見つけ、労働環境の整備に関する支援制度等の情報提供を行う。

【基本的施策】

（3）農林水産業における男女共同参画の推進

施策の内容①農林水産業における女性活躍の推進

21	農業委員への女性の登用促進	施策・方針決定の場への女性の参画を進めるため、農業委員などへの女性の推薦や公募への応募などを働きかける。	農業委員会	農業委員の次回改選は、令和3年（2021年）8月であるが、公募開始前から広報活動、関係団体等への働きかけを行なうなどして目標値を達成するよう努める。
			農林水産政策課	次回の改選は令和3年度。 女性委員の推薦・応募があるよう各種団体に働きかける。

施策 No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元（2019）年度以降の取組
22	女性の経営参画の促進	女性の生産技術、経営管理能力の向上のため、関係機関・団体と連携して、講習会や研修会及び交流の機会を拡大する。 また、女性の経営参画を促進し共同経営者としての位置付けを明確にするため、女性認定農業者の認定、家族経営協定の締結を図る。	農林水産政策課	令和元年度 担い手育成総合支援事業 農業者向けに実施する講座への女性農業者の参加を促す。
			水産林務課	各漁協や森林組合を通じて、女性向けの講習会等への参加を促したが参加がいまだに少ないことから、今後も積極的な参加を促していく。
23	女性のチャレンジ活動への支援	県や農業協同組合、漁業協同組合、商工関連団体などと連携して、女性の視点やアイデアを活かした、女性のチャレンジ活動（加工、生産活動など）や起業活動を支援する。	農林水産政策課	令和元年度 農事研修センター自主事業（生活研究グループ自主活動補助）の実施を通じて、農業の維持・活性化に大きく貢献している女性の自立的活動を支援する。
			水産林務課	鏡町漁協カキ生産部会による「鏡オイスターハウス」への女性の視点やアイデアを活かした加工品や新メニュー等を積極的に展開していく

【基本的施策】

（４）地域社会における男女共同参画の推進

施策の内容①地域活動における女性の参画促進

24	地域活動における決定方針の場への女性の参画促進	地域協議会などの地域活動において、女性の参画促進を図るための働きかけを行う。	人権政策課	ホームページ、情報紙など参画促進の周知・啓発 関係課かいと協力し、地域活動への参画促進を促す働きかけ
			市民活動政策課	地域協議会の会長等で構成している地域協議会連絡会議において、引き続き情報提供を行う。
			生涯学習課	公民館講座等を通じ、地域住民へ女性の参画促進や男女共同等、学習する機会を設ける。

施策 No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元（2019）年度以降の取組
			スポーツ振興課	①ニュースポーツ普及事業 内容：校区スポーツ推進委員が主体となり開催 目標：5校区（5回）で開催され200名以上の参加 ②スポーツ推進委員派遣事業 内容：学校や社会教育団体等のレクリエーション活動や体力測定の指導を行う。 目標：40件、3,500名以上参加 ③八代市バルバレーやつしろ大会 内容：ニュースポーツ普及促進のため大会を開催 目標：20チーム100名以上の参加 ④チャレンジ・ザ・ゲーム大会 内容：遊び感覚で気軽に参加できるスポーツの推進のため大会を開催 目標：10チーム80名以上の参加
25	男女がともに担う地域活動の促進	地域における女性の活動促進や男性中心の組織運営などの見直しに関する啓発や情報提供を行う。	人権政策課	男女が共に地域活動に参画できるよう情報提供 関係課かいと連携し、地域活動への参画促進を促す働きかけ
			市民活動政策課	広報媒体を通じて、地域において女性の活動促進等に関する情報提供を行う。

【基本的施策】

(5) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

施策の内容①ワーク・ライフ・バランスのための意識改革

26	市民・事業所への広報啓発の推進	ワーク・ライフ・バランスの普及に向けて、市民・事業所に対する情報提供、セミナーやイベントの開催を通じた学習機会の提供を行い周知・啓発を図る。	人権政策課	ワークライフバランスをテーマとしたセミナーや講演会の開催
			商工政策課	企業訪問等を行う中で積極的に機会を見つけ、労働環境の整備に関する支援制度等の情報提供を行う。

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元（2019）年度以降の取組
27	男性の家事・育児・介護への参画促進	性別による固定的な役割分担意識を是正し、男性の家庭生活への参画・自立を促進するため、家事・育児・介護など家庭生活上で役立つセミナーやイベントを開催するなど、学習機会を提供する。	人権政策課	ワークライフバランスをテーマとしたセミナーや講演会の開催

施策の内容②ワーク・ライフ・バランスのための支援

28	仕事と子育ての両立支援の充実	働き方の多様化に伴い、保育サービスや放課後児童クラブなどの子育て支援サービスの充実を図る。 また、子育て支援などの周知に取り組む。	こども未来課	保育サービスや放課後児童クラブなどの子育て支援サービスの充実を図るとともに、周知・広報に努める。 保育・子育てサービスが円滑に利用できるように、こども未来課や子育て相談窓口（こどもプラザわくわく）などの相談体制の充実を図る。
29	仕事と介護の両立支援の充実	介護に関する講座などの開催や相談窓口などの充実を図る。 また、出前講座、各種研修などで介護保険制度についてわかりやすい情報を提供する。	長寿支援課	介護保険制度について、出前講座、各種研修会、窓口等で市民に広く周知していく。 また、相談窓口として地域包括支援センター、あんしん相談センターの相談業務の充実を図る。 八代市地域包括支援センター 6センター 八代市あんしん相談センター 2センター 【包括・安心相談センター年間相談延件数】 約10,000件
30	柔軟で多様な働き方の支援	結婚・出産・育児などのライフイベントや生活環境の変化に合わせた多様な働き方（短時間勤務、フレックスタイムやテレワークなど）の普及について、支援策（国、県の事業を含め）を事業所などへ周知、情報提供を行う。	商工政策課	企業訪問等を行う中で積極的に機会を見つけ、多様な働き方に関する情報提供を行う。

施策 No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元（2019）年度以降の取組
--------	-------	------	-------	------------------

基本目標 3

《安全で安心して暮らせる社会づくり》

【基本的施策】

（1）女性に対するあらゆる暴力の予防及び根絶

施策の内容①ドメスティック・バイオレンス（DV）の対策の推進

31	DVに関する正しい知識の普及啓発	女性に対する暴力を許さない意識作りのため、DVに関する情報提供を行う。また、学習会などを開催し知識の普及啓発を図る。	人権政策課	DVに関する情報の提供や講演会・学習会の開催 国の「女性に対する暴力をなくす運動（毎年11月12日～25日）」及び熊本県の「家庭から暴力をなくすキャンペーン（毎年11月1日～30日）」に合わせた啓発活動 人権相談窓口・ヤングテレホン案内カード等を市内学校に配布し、ホームページでの情報発信
			こども未来課	子育て総合ホームページ「やつしろあったかねっと」にDV防止や相談窓口等を掲載し意識啓発・広報を行う。 また、国の「女性に対する暴力をなくす運動（11/12～25）」にあわせて、市報やFMやつしろにて広報を行う。
32	相談窓口の体制の強化	DVなどの人権侵害の相談に対応するため相談員のスキルの向上を図り、相談機能の充実を図る。 また、DV被害者への対応を迅速に行うことができるよう、県女性相談センター・警察など関係機関との連携強化を図る。	人権政策課	女性相談員研修やデートDVに関する研修会への相談員を派遣 DV被害者への対応については、迅速に行うことができるよう、関係課かいはじめ、県女性相談センター・警察など関係機関との連携を強化
			こども未来課	婦人相談員及びこども未来課担当職員の研修等への参加等により相談対応のスキルの向上を図るとともに、相談窓口の周知・広報を図る。 DV被害者からの相談に対しては、迅速に対応し、必要に応じて、県女性相談センター・警察等との連携を図り、支援を行う。

施策 No.	具体的施策	取組内容	対象課	令和元（2019）年度以降の取組
施策の内容②各種ハラスメント防止に向けた啓発の推進				
33	ハラスメントの防止に向けた広報啓発の推進	セクハラやマタハラなどの各種ハラスメントの防止に向け、事業所などに対し情報提供などを実施する。 また、事業所などへの教材の貸出や学習会などへアドバイザー派遣を行う。	人権政策課	男女共同参画に関する啓発用ビデオ、DVD等の充実 家庭、地域、職場等での学習や研修の教材貸出し ミニ講座や事業所等への講師派遣事業
			商工政策課	企業訪問等を行う中で積極的に機会を見つけ、各種ハラスメントの防止に関する情報提供を行う。
34	デートDV防止教育の推進	デートDVに関する教材の貸出や専門家を派遣し、若年層、特に中高生に対するデートDVに関する学習の機会を提供する。	人権政策課	市内中学校・高校で開催される「デートDV防止学習会」に対し講師派遣
			学校教育課	中学校の学級活動等において、男女の付き合い方に関する授業を各学校で行う。
35	性に関する有害環境の改善	有害図書やアダルトビデオなどの性に関する有害環境の浄化活動を支援する。	人権政策課	青少年室による街頭指導 有害図書等の浄化活動

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元（2019）年度以降の取組
【基本的施策】				
（2）生涯を通じた健康支援				
施策の内容①ライフステージに応じた健康の包括的支援				
36	各種健診事業の充実及び受診率の向上	妊婦健診、がん検診、ヤング健診、特定健診、高齢者健診、その他ライフステージに応じた健診体制の充実を図り、健康づくりを推進する。 特に、女性特有の子宮がん・乳がんについては無料クーポンを発行し、受診率の向上を図る。	健康推進課	<p>（1）熊本型早産予防事業 早産のハイリスクの一因である妊婦の感染症予防（絨毛膜羊膜炎及び歯周病）のため、妊婦健診における熊本型早産予防（膣分泌物検査、妊婦歯科健康診査）を新規導入する。妊婦の口腔衛生の向上及び胎児の健全な発育を図り、低出生体重児の出生を予防することを目的とする。 ①2019年4月より妊婦健康診査の1回目の検査項目に膣分泌物細菌検査を新規に導入し実施 ②2019年10月より妊婦歯科健康診査を実施予定</p> <p>（2）産後ケア事業 産後初期段階における母子に対する支援を強化し産後うつや新生児への虐待予防を図り、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする。 ①2019年10月より産後健診を実施予定</p> <p>（3）特定健診・各種がん検診等事業 複合健診・巡回健診・医療機関健診により、特定健診等の各種健診を実施する。 乳がん（41・51歳）・子宮がん（21・31歳）・大腸がん（41歳）に対して、無料クーポン送付を実施する。また、40歳に対して特定健診の無料を実施する。</p>
37	健康づくり意識の普及啓発	健康づくり応援ポイント事業の普及拡大を図り、健康づくりの意識啓発を図る。	健康推進課	<p>特定健診・がん検診等の受診、健康づくり講演会等のイベント参加、ウォーキング等の健康づくりの取組に対しポイントを付与し、目標ポイント達成者を対象に抽選で賞品を提供する健康づくり応援ポイント事業に取り組み、市民が積極的に実践する健康づくりを支援する。 目標：応募申請者2,000人</p>

施策 No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元（2019）年度以降の取組
38	適切な性教育・学習機会の提供	学校における性教育については、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、心のつながりや命の尊厳を重視した適切な性教育を推進する。 また、妊娠前の健やかな生活習慣や命を大切にするための情報提供を行う。	学校教育課	各学校の年間指導計画や発達段階に基づき、心のつながりや命の尊厳を重視した適切な性教育を各学校で実践していく。
			健康推進課	学校等関係機関と連携を図り健康教育を実施していく

施策の内容②妊娠・出産・育児に関する支援の充実

39	妊産婦に対する健康支援、相談体制の充実	安心して子どもを産み育てることができるよう、妊婦健康健診・健康教育・妊産婦訪問指導・相談体制の充実だけでなく、妊産婦への支援プラン作成及び支援体制の構築を図る。 また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する正しい理解と認識を深めるための情報提供を行う。	健康推進課	妊婦健康診査、健康教育及び訪問指導等をとおして相談体制を充実させていく。更に、スタッフ間の情報共有を図り、アセスメントを実施後、必要時支援プランを作成し支援体制を構築していく。
40	子育ての包括的支援	両親、特に母親の育児不安を軽減するため、訪問指導、乳幼児健診、育児相談、子育て支援サービスなどを充実させ、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う。	健康推進課	訪問指導、乳幼児健診、育児相談、子育て支援サービスなどを充実させるとともに、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うために、2020年4月八代市保健センター内に子育て世代包括支援センターを設置予定。設置に向けた準備を進める。
			こども未来課	子育てに関する相談窓口や子育て支援サービスについて、周知・広報を行う。 支援が必要な子育て家庭に対して、健康推進課と連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う。

施策 No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元（2019）年度以降の取組
--------	-------	------	-------	------------------

【基本的施策】

(3) 安心して暮らせる環境整備

施策の内容①ひとり親家庭の支援の充実

41	ひとり親家庭に対する経済的支援	ひとり親家庭の生活の安定と自立促進、健康保持を図るため、児童扶養手当の支給や医療費助成、保育料の負担軽減などの経済的支援を行う。	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当の支給 ひとり親家庭への医療費助成 未婚の児童扶養手当受給者に対し、臨時・特別給付金の支給（対象者（見込）：151名、2019年度のみ） 第3子の保育料の無料化、低所得のひとり親世帯や多子世帯への保育料の軽減（10月からは国の幼児教育・保育の無償化へ対応予定）
42	ひとり親家庭の自立・就労支援	ひとり親家庭の就労を支援するため、関係機関と連携し、必要な知識や資格の修得への給付を行うなど、支援を行う。 また、母子・父子自立支援員により就労などに関する相談などの自立支援を行う。 民生委員・児童委員による見守り活動を実施し、経済的な理由などで孤立する人の把握に努め、必要に応じて行政や関係機関につなぐなど、自立した日常生活を営むための支援を行う。	こども未来課	<p>ひとり親家庭への就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子家庭等自立支援教育訓練給付金（就職に結びつく可能性の高い講座等を受講する費用の一部を支給） 母子家庭等高等職業訓練促進給付金（就職に有利な資格取得を目指し、学校等の養成機関で修業する場合に、訓練促進費を給付） <p>母子・父子自立支援員による相談受付（市民相談室にて、ひとり親家庭の困りごとや就労などの相談に応じる）</p>
			健康福祉政策課	引き続き、民生委員・児童委員による見守り活動を実施し、経済的な理由などで孤立する人の把握に努め、必要に応じて行政や関係機関につなぐなど、自立した日常生活を営むための支援を行うとともに、相談支援業務を行うために必要な研修会等に対して助成を行う。

施策の内容②性的指向、性自認に関する理解の促進

43	性的指向、性自認に関する理解促進のための啓発	性的指向、性自認などの多様な性に対する理解を深めるため、啓発を行う。	人権政策課	行政文書の性別記載欄について、課題の把握と対応 性的指向、性自認などの多様な性に関する啓発用ビデオ、DVD等の整備、貸出し
----	------------------------	------------------------------------	-------	--

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元（2019）年度以降の取組
44	性的指向、性自認に関する理解を深めるための学習機会の提供	性的指向、性自認などの多様な性に対する理解を深めるための学習機会を提供する。	人権政策課	性的指向、性自認などの多様な性に関する啓発用ビデオ、DVD等を整備、貸出し
			学校教育課	各学校において、個性を認める学習を機会をとらえて適宜行う。
			教育サポートセンター	LGBTに関する研修等に積極的に参加し、研修内容をセンター内で共有することによりサポート事業や相談業務に生かしていく。

施策の内容③高齢者・障がい者の社会参画支援

45	高齢者・障がい者の社会参加の支援	地域社会で高齢者・障がい者がいきいきと生活できるよう、健康支援（介護予防など）、交流の場・就労情報の提供・支援を行う。	長寿支援課	<ul style="list-style-type: none"> ①介護予防教室 開催予定回数154回 延参加者予定数2,100名 ②家族介護者交流教室 開催予定回数12回 延参加者予定数250名 ③介護技術教室 開催予定回数6回 延参加者予定数50名
			障がい者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援セミナーは、より多くの雇用となるよう事業所に対し、積極的な参加を図る。 ・就労支援部会については、個々の特性に合った就労のマッチングを図る。 ・就労相談支援は、事業所間の切れ目のない連携を図る。 ・八代支援学校における講話は、引き続き情報共有を図る。 ・自動車免許取得・改造助成事業ともに年度初めには予定の申請を受け付けてしまうため、更なる予算の獲得等対応を検討する。 ・いきいきふくしスポーツ大会については、HPや市報等により今後も広く参加を呼びかけ、競技見直しも含め、より充実した大会となるよう検討を行う。

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元（2019）年度以降の取組
46	ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進	障がい者の安全・安心な生活環境の確保、社会的自立及び社会参画を推進するため、各種公共施設や道路、住宅などのユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を推進する。	障がい者支援課	住宅改造・改修の助成の利用促進を図るため、周知をより強化しする。 バリアフリーマップについては、新たな事業所の把握や、マップの更新方法及び利用促進のための方法を検討する。
			企画政策課	関係課かいへの情報提供と、外部からの照会等への対応を行う。

施策の内容④各種相談窓口の充実

47	人権侵害に関する相談体制の充実	差別や虐待などの人権侵害に関する悩みを持った人を支援するため、関係課かいで連携を図り、相談体制の充実を図る。	人権政策課	人権センターの人権相談体制の充実 八代市人権特別相談員の設置 関係課かい、法務局、人権擁護委員、関係機関等と連携し、相談対応
			長寿支援課	高齢者虐待に関する相談窓口である、長寿支援課、地域包括支援センター、あんしん相談センター間の連携をより一層強化し、対象者が他課の所管でも、速やかに連絡を取りあい、迅速な対応ができるように体制づくりを構築する。
			障がい者支援課	差別や虐待に関する窓口として課内に障がい者虐待防止センターを設置済。 医療機関や各事業所も虐待を受けているもしくは疑われる場合は遅滞なく相談・通報することを義務付けている。 今後も連携を継続し、相談や通報があった場合は迅速に対応を行う。 市民への周知方法を検討し強化していく。
			こども未来課	児童虐待や支援が必要な子育て世帯、またDV被害に対して相談を受け付け、適切な支援を行う。必要に応じて、関係機関等と連携を図り支援を行う。 市民相談室にて、家庭児童相談員、婦人相談員、母子・父子自立支援員により、家庭や子ども、女性問題、ひとり親家庭等の相談に応じる。

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元（2019）年度以降の取組
-------	-------	------	-------	------------------

【基本的施策】

（4）女性の視点を反映した地域の防災力向上

施策の内容①地域防災活動における男女共同参画の推進

48	女性の地域防災への参画促進	女性の視点を反映した防災活動を行うため、女性の視点での防災ブックなどの作成、防災訓練への参加呼びかけ、自主防災組織における女性参画の働きかけなどを行う。	人権政策課	女性の視点での防災ブック（仮称）の作成 防災訓練への参加呼びかけ、自主防災組織における女性参画の働きかけ
			危機管理課	人権政策課による女性の視点での防災ブックの作成に協力する。各地区の防災訓練や出前講座などを通して、老若男女を問わず、多くの市民の皆様へ、自主防災組織の意義や重要性、また、「日ごろからの防災意識」や「自助」「共助」の取組の重要性などを広く周知しながら、「災害に強く、安心・安全なまちづくり」の推進に取り組む。
49	男女双方の視点での地域防災体制の充実	すべての人が安全・安心して避難できるように町内会・自主防災組織などによる避難所運営体制の構築、避難所運営に関する学習機会の提供を行う。 また、地域における男女共同参画の視点に立った避難所運営のための支援を行う。	人権政策課	防災訓練への参加呼びかけ、自主防災組織における女性参画の働きかけ
			危機管理課	避難所運営を含め、八代市の防災・減災への取り組みに際し、自主的に活動していただける防災のリーダー的な人材の育成を行う制度の設計及び研修計画を策定し、防災リーダーの育成を実施する。

施策 No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元（2019）年度以降の取組
--------	-------	------	-------	------------------

基本目標 4
《推進体制づくり》

【基本的施策】
(1) 推進体制の充実・強化

施策の内容①市役所内の推進体制の強化

50	庁内推進体制の連携・強化	男女共同参画審議会と連携を図り、男女共同参画行政推進委員会の主導のもと、全庁的な連携を図りながら計画を推進する。また、審議会などにおいて女性の意見を反映し、市が企画立案する施策などの実施に当たっては、男女共同参画の視点に十分配慮する。	人権政策課	全庁的に第2次男女共同参画計画の推進を図る。 男女共同参画行政推進委員会の開催
51	職場におけるポジティブ・アクションの推進	女性の能力活用を図るため、女性職員の職種や職域の拡大、管理職員への登用推進、研修機会の拡大などポジティブ・アクションを推進するとともに、毎年度、登用状況調査を行い公表する。 また、教育現場では、資質と意欲のある女性教職員の管理職、指導主事などへの登用を促す。	人権政策課	人事部門と連携し、女性活躍推進研修を実施
			人事課	女性職員が活躍できる組織風土改革を推進するため、受験しやすくなった係長職昇任資格試験の周知を図るとともに、女性リーダーの育成を目的とした高度な女性幹部養成プログラムへの派遣を継続的に行う。
			学校教育課	校務分掌において主任等への任命などを通して、女性がリーダーシップを発揮できる機会を増やし、女性職員の学校経営参画意識を高める。 資質向上研修会等にも女性の参加を促すとともに、資質のある教職員に対しては、管理職選考を積極的に受考するよう校長を通じて働きかけていく。

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元（2019）年度以降の取組
52	男女共同参画の視点に立った行政刊行物などにおける表現の配慮	すべての職員が男女共同参画社会を正しく理解し、常に男女共同参画の視点に立ち職務を遂行できるよう、意識改革を目的とした研修受講機会の充実を図る。また、男女共同参画社会の理念や男女共同参画の意義などについて職員に周知を行う。	人権政策課 (全課かい)	人事部門と連携し、職員の意識改革を目的とした研修を実施
53	市の施策に対する苦情への対応	市が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に対する苦情に関して男女共同参画専門委員を配置して対応する。	人権政策課	男女共同参画専門委員を配置し、広報誌・ホームページ等で制度周知

施策の内容②市職員の意識改革

54	女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」の推進	特定事業主行動計画に基づき、市役所内での女性の活躍推進に資する取組みを進める。	人事課	女性職員が十分に能力を発揮し、活躍できる職場環境づくりに向けた意識啓発を図るため、長期的なキャリアの視点を持ち、育児や介護等のライフイベントを想定した仕事へのアプローチ方法を学ぶための女性職員に対する「女性活躍推進研修」を実施し、管理監督者に対しても、管理職として女性活躍推進における基本的な知識を習得し、女性部下に対するキャリア育成・開発の視点を養うための研修を実施。
55	職場におけるハラスメントの予防	ハラスメントのない職場づくりのために、職場におけるハラスメントの防止などに関する要項に基づき、職員への意識啓発を行う。	人事課	ハラスメントの無い職場を目指すために、ハラスメント防止に関する研修を計画的に実施し、情報共有と徹底した意識啓発を図る。

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元（2019）年度以降の取組
56	職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	男性職員の育児・介護休暇などの取得促進を図るとともに、多様な働き方に対する相互理解を深め、「仕事と生活の調和」、「男女共同参画社会づくり」を意識した職場形成を図る。	人事課	適正な時間外勤務の運用、年次有給休暇等の計画的な取得、育児休業制度等の活用及び介護休暇制度等の活用について職員に対する周知を行い、意識啓発を図る。

施策の内容③計画の適正な推進のための進行管理

57	男女共同参画計画の進行管理	男女共同参画計画を計画的かつ効果的に推進するため、市役所内の推進組織である八代市男女共同参画行政推進委員会や八代市男女共同参画審議会において実施状況を定期的に検証し、進捗状況を明らかにする。	人権政策課	全庁的に計画を周知、各施策の推進について協力を依頼 各施策の進捗状況を調査 男女共同参画審議会の開催（評価実施） 男女共同参画行政推進委員会の開催（検証） 年次報告書を作成、公表
----	---------------	---	-------	---

施策の内容④国・県・他自治体との連携強化

58	国・県・他市町村との連携及び情報交換	市の男女共同参画の推進に当たっては、国の男女共同参画基本計画及び県の男女共同参画計画との整合を図るとともに、国・県・他市町村との共同による事業の実施や情報交換などの連携を図る。	人権政策課	県主催の研修会等への参加 県及び他自治体との情報交換
----	--------------------	--	-------	-------------------------------

【基本的施策】

（2）市民・各種団体などとの協働による推進

施策の内容①市民活動団体の育成及び支援

59	男女共同参画推進に関する取組みへの活動支援	男女共同参画を推進する活動を行っている市民、団体及びその集まりである八代市男女共同参画社会づくりネットワークの活動を支援するとともに、ネットワーク活動がさらに充実するよう、会員の拡大を働きかける。	人権政策課	八代市男女共同参画参画社会づくりネットワークの事務局として活動の支援 「いっそDEフェスタ」、会員学習会等を開催 NPO情報誌等での団体の活動状況等の紹介による会員拡大の推進（令和5年度まで目標36団体）
----	-----------------------	--	-------	--

施策 No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元（2019）年度以降の取組
--------	-------	------	-------	------------------

施策の内容②男女共同参画活動の拠点づくり

60	拠点施設の機能充実	男女共同参画に関する情報発信や啓発、相談などの機能を備えた活動拠点として、人権啓発センターの機能の充実を図る。	人権政策課	人権啓発センターにおいて、男女共同参画に関する情報発信相談業務の実施
----	-----------	---	-------	------------------------------------

施策の内容③団体などとの連携

61	団体・事業所・関係機関との連携強化	老人会、地域婦人会、民生委員・児童委員協議会、人権擁護委員会、PTA及び事業所などとイベント、研修会などで連携を図るとともに、情報提供などを行う。	人権政策課	いっそDEフェスタの開催（民生児童委員会や婦人会等と連携）研修会などの情報提供を行い、連携強化 八代市男女共同参画参画社会づくりネットワークへの事業所の加入促進への協力
			長寿支援課	市老人クラブ連合会が主催するシルバーヘルパー講習会に講師として出席し、講習会修了者が一人暮らし等の高齢者宅を訪問し、相談相手や生活援助活動を支援予定。 実施予定日 6月 参加予定者 100名
			生涯学習課	各種団体と連携し、まなびフェスタやつしろを毎年開催予定。各種団体の学習成果発表・学びの機会を設け、世代間・地域間交流を活性化し、より良い人づくり、まちづくりに繋げる。 また、学校・家庭・地域が連携し、学校を核とした地域づくりに取り組むため、令和元年度に地域学校協働本部を設置する。
			健康福祉政策課	今後も、民生委員・児童委員協議会会長会等の会議、研修の場など機会を捉え情報の共有化を図り、団体等との連携を強化していく。
			商工政策課	関連する取組について、事業所等に対し、情報提供を行う。

施策 No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和元（2019）年度以降の取組
			農林水産政策課	JAはじめ生産組織等に対して、農業関係の事業の推進などの通知に併せて、積極的に機会を捉え、女性が働きやすい環境づくりに向けた働きかけを行う。
			水産林務課	関係機関と協力し、魚のさばき方教室など、魚食普及に資する取組みを実施する。

IX

資 料

八代市男女共同参画推進条例

平成 17 年 8 月 1 日
条例第 8 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）
- 第 2 章 男女共同参画の推進に関する施策（第 10 条—第 13 条）
- 第 3 章 八代市男女共同参画審議会（第 14 条・第 15 条）
- 附則

日本国憲法は、個人の尊重と法の下での平等を謳っている。にもかかわらず、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

八代市は、伝統的な保守性と進取の精神が対峙し、又は包容しながら誇るべき歴史と文化を培ってきた。

しかしながら一部ではあるが、閉鎖的、排他的な気風と慣習が残り、男性を中心とする意識や、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が今なお存在している。また、市民生活のさまざまな場面において、女性は控えめであることが求められ、女性自身もまたこれを容認する傾向が残っている。

このような状況を踏まえ、すべての「ひと」男女が、社会的、文化的に形成された性別の概念にとらわれず、自分らしく個性と能力を十分に発揮し、喜びも責任も分かち合い、幸せな生活が送れるまちの実現をめざして、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、実現すべき姿の達成に向けて、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内において事業を行う個人、法人その他団体をいう。
- (3) ジェンダー 男女の役割を固定的に捉える社会的、文化的に培われ形成されてきた性別をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は当該言動に対する相手方の対応によって不利益を与える行為をいう。
- (5) 積極的格差是正措置 第 1 号に規定する機会についての男女間の格差を是正するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が共に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び家庭生活以外の活動を円滑に行うことができるよう配慮されること。
(実現すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者は、男女共同参画の推進に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる実現すべき姿の達成に努めるものとする。

- (1) 家庭において実現すべき姿
 - ア 家族それぞれが多様な生き方を選択でき、それをみんなが認め合う充実した家庭生活が営まれること。
 - イ 「男らしさ」「女らしさ」という観念にとらわれず、「その人らしさ」を尊重しあう家庭になること。
- (2) 職場において実現すべき姿
 - ア 育児休業や介護休業を男女とも取得できる環境が整い、仕事と家庭がゆとりをもって両立できるようになること。
 - イ 採用、配置、賃金、昇進等の男女格差が解消されることにより、個人の能力、個性、意欲等が十分に発揮され、ジェンダーにとらわれない生き生きとした職場になること。
 - ウ セクシュアル・ハラスメントのない、快適で安心して仕事ができる職場環境がつくられること。
- (3) 学校において実現すべき姿
 - ア 教育のあらゆる分野で、「男の子だから」「女の子だから」ではなく、個性を尊重し能力を発揮できる教育が進むこと。
 - イ 男女共同参画の推進について指導者の研修の機会が増進されること。
- (4) 地域において実現すべき姿
 - ア 古い慣習やしきたりにとらわれず、人権が尊重され、差別のない心豊かな地域がつくられること。
 - イ 男女が対等に地域活動に参画することにより、住みよい地域づくりに貢献できること。
(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下「施策」という。)を総合的に策定し、計画的にこれを実施しなければならない。

- 2 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、男女共同参画に関する教育の推進、情報の提供その他必要な措置を講じなければならない。
- 3 市は、国、県、他の地方公共団体その他関係団体(事業者を含む。)との連携に努めなければならない。
(市民の責務)

第6条 市民は、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる場において、自ら進んで男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。
(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動に関し、男女が共同して参画することができる体制の整備に取り組むとともに、率先して男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。
(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、あらゆる場においてセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、個人の尊厳を踏みにじる身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 公衆に表示する情報を発信しようとするものは、性別による役割分担の固定化又は女性に対する暴力的行為を助長し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する施策

(行動計画)

第10条 市長は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、広く市民の意見を聴くとともに、八代市男女共同参画審議会に意見を求めるものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前3項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(男女共同参画週間)

第11条 市は、市民の間に広く男女共同参画について関心と理解を深め、男女共同参画の推進に関する活動への積極的な参加を促すため、八代市男女共同参画週間(以下「男女共同参画週間」という。)を設ける。

2 市長は、男女共同参画の推進に関する取組みを積極的に行っているものの顕彰その他の男女共同参画週間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(苦情等の処理)

第12条 市民又は市内に在勤する者若しくは在学する者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は男女共同参画の推進を阻害する要因により人権を侵害されたことについて苦情又は相談(以下「苦情等」という。)があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項に規定する苦情等の申出について、関係機関との連携を図る等適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

3 市長は、前項に規定する事務を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するほか、必要な体制の整備を行うものとする。

4 前項の機関は、第1項の規定により施策についての苦情等の申出を受けたときは、調査のため必要に応じて市長に対し説明及び関係資料の提出等を求め、必要があると認めるときは、勧告等を行うことができる。

5 第3項の機関は、第1項の規定により人権を侵害されたことについての苦情等の申出を受けたときは、調査のため必要に応じて関係者に対し、その協力を得た上で資料

の提供及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うとともに、市長に対して勧告するよう求めることができる。

(年次報告)

第 13 条 市長は、毎年度男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

第 3 章 八代市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第 14 条 市長は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、八代市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) その他市長が適当と認める者

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

5 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の八代市男女共同参画推進条例(平成 13 年八代市条例第 31 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

八代市男女共同参画推進条例施行規則

平成 17 年 8 月 1 日
規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八代市男女共同参画推進条例(平成 17 年八代市条例第 8 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情等の処理)

第 2 条 条例第 12 条第 3 項に規定する機関として男女共同参画専門委員(以下「専門委員」という。)を置く。

- 2 専門委員は 3 人以内とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。
- 4 専門委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 専門委員は、再任されることができる。
- 6 市長は、専門委員が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認めるとき、又は専門委員に職務上の義務違反その他専門委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(職務等)

第 3 条 専門委員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 条例第 12 条第 4 項又は第 5 項の規定により、苦情等の申出について調査し、助言、是正の要望、勧告等を行うこと。
- (2) 前号に規定する職務を行うに際し、関係機関又は関係団体と必要な連絡調整を行うこと。
- 2 専門委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。
- 3 専門委員は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を決定するときは、合議により行う。
 - (1) 職務の執行の方針に関する事項
 - (2) 職務の執行の計画に関する事項
 - (3) その他専門委員が合議により処理することが適当であると認められる事項
- 4 専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(苦情等の申出)

第 4 条 条例第 12 条第 1 項の規定による申出は、書面(様式第 1 号)により行うものとする。ただし、専門委員が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

- 2 前項ただし書の規定により口頭による申出があったときは、専門委員は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

(調査しない申出)

第 5 条 専門委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

- (1) 判決、裁判等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の紛争の解決の援助の対象となる事項
 - (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
 - (5) 条例又はこの規則に基づく専門委員の行為に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、専門委員が調査することが適当でないと認める事項
- 2 専門委員は、条例第12条第1項の男女共同参画の推進を阻害する要因により人権を侵害された旨の申出が当該申出に係る人権の侵害があった日から1年を経過した日以降にされたときは、当該申出について調査しないものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
 - 3 専門委員は、前2項の場合においては、申出について調査しない旨及びその理由を当該申出をした者に対し、書面(様式第2号)により通知するものとする。
(調査開始の通知等)
- 第6条 専門委員は、条例第12条第1項の規定による申出について調査を開始するときは、市長又は関係者に対し、その旨を書面(様式第3号)により通知するものとする。ただし、人権侵害の申出の場合において、相当な理由があると認めるときは、通知せず、又は調査開始後に通知することができる。
- 2 専門委員は、条例第12条第4項又は第5項の規定により、市長又は関係者に対し説明及び関係資料の提出等を求めるときは、書面(様式第4号及び第5号)により依頼するものとする。
(調査結果等の通知等)
- 第7条 専門委員は、申出について調査が終了したときは、その結果を速やかに当該申出をした者に対し書面(様式第6号)により通知するものとする。この場合において条例第12条第4項の勧告等又は同条第5項の助言、是正の要望等を行ったときは、併せてその内容を当該申出をした者に通知するものとする。
- 2 専門委員は、申出について調査が終了した場合において、条例第12条第4項の勧告等又は同条第5項の助言、是正の要望等を行わないときは、その結果を、速やかに、前条第1項の規定により調査開始の通知をした市長又は関係者に対し、書面(様式第7号)により通知するものとする。
(勧告、意見表明及び助言)
- 第8条 専門委員は、条例第12条第4項の申出について調査した結果、必要があると認めるときは、市長に対し、同項の勧告のほか、意見表明又は助言をするものとする。
- 2 条例第12条第4項の勧告又は前項の意見表明若しくは助言は、書面(様式第8号)により行うものとする。
(助言、是正の要望等)
- 第9条 専門委員は、条例第12条第5項の助言を口頭で行った場合において、当該関係者から当該助言の趣旨及び内容を記載した文書の交付を求められたときは、書面(様式第9号)により交付するものとする。
- 2 条例第12条第5項の是正の要望等は、書面(様式第10号)により行うものとする。
 - 3 専門委員は、市長に対して条例第12条第5項の勧告を求めるときは、書面(様式第11号)により行うものとする。
 - 4 市長は、前項により勧告を求められた場合において、必要があると認めるときは、書面(様式第12号)により勧告するものとする。
(是正その他の措置の報告)
- 第10条 専門委員は、条例第12条第4項の勧告又は第8条第1項の意見表明を行ったときは、市長に対し、是正その他の措置について、相当の期限を設けて報告(様式第13号)を求めるものとする。

(処理状況報告書)

第 11 条 専門委員は、毎年度 1 回、申出の処理の状況及びこれに関する所見等についての報告書を作成し、市長に提出するとともに、これを公表するものとする。

(審議会)

第 12 条 条例第 14 条に規定する八代市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) 行動計画の策定に関する事項

(2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の評価に関する事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項

2 審議会は、前項に定める事項について市長に意見を述べることができる。

(会長及び副会長)

第 13 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 14 条 会議は会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(窓口)

第 15 条 条例第 12 条第 1 項に規定する苦情等の申出の受付及び審議会の庶務については、市民環境部人権政策課において処理する。

(その他)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の八代市男女共同参画推進条例施行規則(平成 14 年八代市規則第 2 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 25 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 30 日規則第 6 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 10 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

様式(省略)

八代市男女共同参画審議会委員名簿

任期：平成 29 年 1 月 20 日～平成 31 年 1 月 19 日（2 年間）又は

任期：平成 29 年 5 月 23 日～平成 31 年 1 月 19 日（森委員・山口委員）

	氏 名	
委員	こ が けいこ 古 閑 啓子	
委員	こ が のりつぐ 古 賀 倫 嗣	学識経験者
委員	さ わ ま ゆ み 澤 真由美	
委員	し い ば ひろこ 椎 葉 広子	
会長	し げ も と き み し げ 重 本 公 茂	学識経験者
委員	た の う え あ け み 田 上 朱 美	
委員	な か し ま た か と し 中 島 孝 利	
委員	な す て つ お 那 須 哲 夫	
委員	み な か み じ ゅ ん こ 水 上 順 子	
副会長	も み の き め ぐ み 樅 木 恵	
委員	も り こ と え 森 毎 恵	学識経験者
委員	や ま ぐ ち こ う じ 山 口 孝 二	

（50音順 敬称略）

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2019/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
1	八代市女性模擬議会	女性模擬議会の記録	120	記録として (男女共同参画)	記録	一般	
2	山田家の食卓	---	45	男女共同参画	--	--	
3	ドメスティックバイオレンス 家庭内における女性と子どもへの影響	児童虐待がここ 10 年 10 倍以上に増え続けている。今、子ども達に何が起きているのか。その原因はドメステックにあるとされている。ドメステックバイオレンスの女性と子どもへの影響について、福祉に携る現場の方々のお話を交えて考える。	25	DV	学習	一般	1988 年作
4	ドメスティックバイオレンス どうして私を殴るのですか ～妻や恋人への暴力は犯罪です～	夫や恋人からの暴力・・・ドメステックバイオレンスについての解説や女性へのアドバイス	25	DV	学習	一般	
5	さよなら！職場の セクシュアルハラスメント	職場の効率的運営から見ても見逃せないセクハラ。その防止への取組みをドラマ形式で説明。	27	セクシュアルハ ラスメント	学習	一般	1998 年作
6	根絶！夫からの暴力'04 (改訂版)	平成 13 年 4 月配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が制定された。夫からの暴力に悩む女性を主人公にしたドラマを通して、それがどのような法律であるか、実際暴力を受けている人を保護するためにどのような政策がなされているかを紹介する。「配偶者暴力防止法」が改正されたことを受けて一部改定したものである。	27	DV	ドラマ	一般	2004 年作
7	21 世紀はみんなが主役 男女共同参画社会基本法 のあらまし	①男女共同参画社会とは何か ②男女共同参画社会の実現の必要性 ③男女共同参画社会基本法成立に至るまでの経緯 ④男女共同参画社会基本法の5つの基本理念 ⑤国の取組み	23	男女共同参画	ドラマ	一般	2002 年作
8	ロボットハートのぎもん	男の子、女の子って何ですか？—人間の心がわからないロボット「ハートン」の疑問をアカリとユウキは解決できるか？	17	男女共同参画	アニメ	小学生 高学年	2004 年作

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2019/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
9	ならんで一緒に歩きたい 男女共同参画社会づくりに 向けて	日本女性がいま、どのような問題を抱えているのか、また、日本が女性問題の解決に向け、世界にどれだけ貢献できるのかななどをまとめた作品。	16	男女共同参画	学習	一般	1996 年作
10	元気に再チャレンジ！ ～キラキラしている女性 たち～	再就職を目指す主婦が、不採用の連続という厳しい現実にも直面しながらも、地域の女性センターなどで開催される「再就職支援セミナー」に参加することで勇気づけられ、再び求職活動に積極的に取り組む。果たして努力は実るのか？実際に再チャレンジを果たした女性たちが登場し、実体験を語りながら力強いエールを送る。	25	男女共同参画	ドラマ	一般	2006 年作
11	体験！発信！チャレンジ・ ストーリー ～まちづくりにかける元気な 女性たち～ダイジェスト版	まちづくりにかける元気な女性たちの事例3件を紹介。・滋賀県栗東市：NPO 法人「びいめ～る企画室」コミュニティ・ショップの夢にチャレンジ！・熊本県宇城市：「風の会」歴史ある町並みを蘇らせる女性たち！・京都府舞鶴市：NPO 法人「舞鶴市女性センターネットワークの会」“人”と“気持ち”をつなげたい！	39	男女共同参画	ドキュメント	一般	2006 年作
12	ワーク・ライフ・バランス ～働きがいのある職場と 生き生きした暮らし～	ワーク・ライフ・バランスとは、多様化する生活スタイルや働き方に対する新たな取り組みのこと。仕事と生活の調和を図るために、ワーク・ライフ・バランスを推進する組織や個人の取り組みを紹介する。	27	男女共同参画	学習	一般	2007 年作
13	夢へのパスポート ～まちづくりにかける元気な 女性たち～	まちづくりや地域おこしに取り組む、元気な女性たちのドキュメンタリー・ビデオ。内閣府が男女共同参画のロールモデルとして発信する第2弾。本作では、新潟県上越市、岐阜県郡上市、東京都大田区の女性たちの奮闘ぶりを描く。	87	男女共同参画	ドキュメント	一般	2007 年作 《DVD》

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2019/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
14	明日への道しるべ ～まちづくりにかける元気な女性たち～	まちづくりや地域おこしに取り組む、元気な女性たちのドキュメンタリー・ビデオ、第3弾。本作では、青森県八戸市(はちのへ女性まちづくり塾生の会)「再発見！私たちのオリジナル観光マップ」、福島県安達郡大王村(森の民話茶屋)「伝えたい！民話で語る村の心」の女性たちの活動を追いかける。	60	男女共同参画	ドキュメント	一般	2008 年作 《DVD》
15	配偶者からの暴力の根絶をめぐして～配偶者暴力防止法のしくみ～	配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者からの暴力は、あなたの身近なところでおきています。このDVDでは、配偶者からの暴力の根絶をめぐして、「配偶者暴力防止法」のしくみ等についてわかりやすく紹介しています。	35	DV	学習	一般	2008 年作 《DVD》
16	デートDV ～相手を尊重する関係をつくる～	DV(ドメスティック・バイオレンス)は親密な関係の相手に対してふるうからだと心への暴力です。これは大人だけの問題ではありません。若者の間でも広くおきています。デート相手にするので「デートDV」と呼びます。若者たいが、DVをする人にもされる人にもならないために学ぶ教育が、今必要とされています。 若者たちが「デートDV」とは何か、なぜおきるのか理解し、それが自分の問題だと気づくことや学ぶことが必要です。学校などで若者たちが、相手を尊重する関係をつくる大切さを、具体的にわかりやすく学べるように制作されています。	30	デートDV	学習	生徒 一般	2006 年作 《DVD》 字幕入り
17	人と人とのよりよい関係をつくるために —交際相手とすてきな関係をつくっていくためには—	若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発教材「人と人とのよりよい関係をつくるために」を使った授業の例を指導者向けにわかりやすく解説した教材です。若年層にそのまま視聴できる部分も含めた構成になっています。	42	デートDV	学習	生徒 一般	2010 年作 《DVD》 一部字幕 入り

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2019/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
18	わかったつもりでいませんか？セクハラ対策の新常識① 「セクハラになる時、ならない時」	どのような時にセクハラになり、どのような時にはならないのか。また相手によってセクハラになったりならなかったりする理屈を、アニメを用いてわかりやすく解説。他に人権侵害型とジェンダー型のグレーな事例を詳しく解説。 ・セクハラになる時とならない時の違いは何か ・ジェンダー型セクハラ など	24	セクハラ問題 職場の人権	学習	一般	《DVD》
19	わかったつもりでいませんか？セクハラ対策の新常識② 「あなたならどうする？」	ディスカッション用の事例ドラマと、考えるヒントとしての設問・解説によって構成。微妙なセクハラ事例の当事者となったとき、どのような対応をすればよいかを考える教材。 ・上司から個人的な行為を寄せられた部下 ・部長によるセクハラ行為を部下から相談された課長	25	セクハラ問題 職場の人権	学習	一般 (管理職 向け)	《DVD》
20	ムーブフェスタ 2009 ミュージカル 扉の向こうに	北九州市男女共同参画センター“ムーブ”制作オリジナルミュージカルを収録。 仕事、家庭、介護、結婚、夫婦などの視点から共同参画を実感できる内容です。	100	男女共同参画	ミュージカル	一般	2010年 《DVD》
21	私らしくマイノリティを生きる ～女性差別撤廃条約のいま～	複合的な差別を乗り越えようとしている当事者の声を紹介。見ようとしなければ見えにくいマイノリティの立場に置かれた人びとへの差別に気づき、あわせて女性差別のない社会に向けて立ち上がる必要性を学ぶことができる作品。	20	男女共同参画	学習	一般	《DVD》
22	いろんな性別 LGBTに聞いてみよう！	LGBT(性的少数者)について、アニメーションの動物たちが説明しながら、実写部分で小学5年生15人がLGBTの大人6人にいろいろな質問をする内容です。先生向け用も収録されています。	児童 用 34 先生 用 30	性的マイノリティ	学習	児童 教師 一般	2011年 《DVD》

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2019/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
23	セクシュアルマイノリティ入門「もしも友だちがLGBTだったら」	高校生の主人公がLGBTであることを周囲に打ち明けるまでの葛藤が、ドラマ仕立てで描かれています。ドラマ収録後に当事者メッセージも収録してあります。	20	性的マイノリティ	ドラマ インタビュー	生徒 一般	2010年 《DVD》
24	あなたがあなたらしく生きるために	性的マイノリティについて正しい理解を持ち、さらに誰もが自分らしく毎日を過ごすため、立場の異なる一人一人が何をすべきか、また、社会全体がどんな取り組みをすべきなのかをわかりやすく解説しています。	30	性的マイノリティ	学習 ドラマ	一般	2014年 《DVD》
25	安心できる避難所づくり ～男女共同参画の視点を 避難所運営に～	災害はいつどこで起きてもおかしくありません。その時のために、どのような避難所づくりが大切なのか、男女共同参画の視点から解説しています。	26	男女共同参画	学習	一般	2013年 《DVD》
26	ワーク・ライフ・バランスを知っていますか？ ～働くオトコたちの声～	ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事」と「生活」を調和させるライフスタイルのことをいいます。本作品では、ワーク・ライフ・バランス社会の実現を目指す企業や、仕事と家庭の理想的なバランスを実践する人々の姿をドキュメンタリーで紹介してあります。	26	男女共同参画	ドキュ メンタ リー	一般	2008年 《DVD》
27	なぜ企業に人権啓発が必要なのか	企業を舞台に日常の会社生活の一コマを切り取ったわかりやすいドラマとして構成。改めて人権について考えるための素材として活用いただけます。	22	人権全般	ドラマ	一般 事業所	2014年 《DVD》
28	専門家から学ぶハラスメント対応 ～被害者・行為者ヒアリングから問題解決まで～	企業の相談担当初心者から経験者までを対象としており、最近の女性活躍を背景にした事例に沿って、専門家による経験に基づいた解説が収録されています。	50	人権全般	学習	一般・事 業所(人 権担当 者)	2014年 《DVD》

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2019/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
29	企業と人権 ～職場からつくる人権尊重社会	企業がなぜ人権に取り込む必要があるのか、企業が関わる主な人権課題にはどのようなものがあるのか等について、対処のポイントや先進事例を含め、分かりやすく解説しています。・ハラスメント(パワーハラスメント・セクシャルハラスメント)・LGBT(性的少数者)に対する差別・偏見など	40	職場の人権	ドラマ 取組事例	一般	2017年 《DVD》
30	活かそう！職場のダイバーシティ 一人ひとりがいきいきと働くために	働く環境は雇用や勤務の形態、性別や国籍、障害の有無など従来以上に幅が広がっています。多様な個性を活かすコミュニケーションのあり方を事例を通して解説します。	25	職場の人権	ドラマ 取組事例	一般	2009年 《DVD》
31	活かそう！職場のダイバーシティ 多様性を活かすリーダーになるために	働く環境は雇用や勤務の形態、性別や国籍、障害の有無など従来以上に幅が広がっています。管理職に欠かせない「コミュニケーション」と「リーダーシップ」のあり方を解説します。	25	職場の人権	ドラマ 取組事例	一般	2009年 《DVD》
32	LGBTを知ろう	LGBTの人たちを取り巻く現状を理解し、職場や教育現場でどのように具体的に取り組んでいけばよいのかを、イラストやデータ、事例などを豊富に盛り込んでわかりやすく解説しています。	20	性的マイノリティ	学習	一般	2016年 《DVD》
33	企業活動に人権的視点を - CSRで会社が変わる・社会が変わる -	「企業の社会的責任と人権」セミナーで発表いただいた実践事例に加え、新たな国内外の動向を踏まえた視点からも事例を映像で紹介。 事例1:ユニバーサルデザイン 事例2:ワーク・ライフ・バランス 事例3:外国人雇用 事例4:LGBTへの対応 事例5:地域社会への貢献	96	企業内研修教材 障害者の人権 外国人の人権 LGBT	取組事例	一般	2019年 《DVD》
34	わたしらしく あなたらしく 多様な性を生きる	悩みながらも自分らしく生きようとする性的マイノリティの人たちの姿を通して、多様な性が共に生きる社会はどうあるべきかを考えていきます。	38	LGBT	ドキュメント	一般	2018年 《DVD》

八代市男女共同参画社会づくりネットワーク（八代みらいネット）

<p>プロフィール</p>	<p>八代みらいネット（八代市男女共同参画社会づくりネットワーク）は、男女がともにいきいきと暮らす社会づくりをめざして、地域で活動する個人や団体が集まったネットワークです。</p> <p>男女共同参画についての学習会や啓発グッズの開発などの自主活動のほか、八代市主催事業（いっそ DE フェスタなど）への参画等、積極的な活動を展開しています。</p> <p>モットーは「一人の百歩よりも百人の一步」。ともに歩む仲間をいつでも募集中です。グループでも個人でも大歓迎。みなさまの参加をお待ちしています。</p>
<p>主な活動内容</p>	<p>出前講座、会員学習会、会員レクリエーション、啓発グッズの作成、市主催事業の受託（いっそ DE フェスタ）、通常総会（年1回）、定例会（2か月に1回）など</p>
<p>会員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 個人会員 満20歳以上の者であって、八代市内に居住又は通勤・通学する者 ◇ 団体会員 八代市内に主な活動拠点を有する団体

啓発グッズ【ジェンダーかるた】



いっそDEフェスタ





八代市男女共同参画
シンボルマーク

発行者：八代市
所属：人権政策課
発行年度：令和元年度